令和3年度

情報公開・個人情報保護制度の運用状況

ふじみ野市 総務部契約・法務課

◇◆ 目 次 ◆◇

Ι	情	情報公開制度の運用状況 	
	1	情報公開請求 (申出) の件数 ・・・・・・・・・・・・・ 1	
	2	情報公開請求 (申出) の処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
Π	個	国人情報保護制度の運用状況	
	1	個人情報保管等の登録届出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6	
	2	個人情報目的外利用等の登録届出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 17	
	3	自己情報の開示等の請求及び処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 17	
Ш	情	青報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
	1	情報公開・個人情報保護審査会 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18	
	2	審査請求の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18	
	3	審査会の開催状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18	
IV	情	青報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況	
	1	情報公開・個人情報保護運営審議会 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18	
	2	審議会の開催状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19	
V	£	ま議公開の運用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19	
資	•	料	
	1	ふじみ野市情報公開条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 32	
	2	ふじみ野市個人情報保護条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 38	
	3	ふじみ野市の会議の公開に関する規則・・・・・・・・・・・ 50	
	4	ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会諮問、答申 ・・・・・・・ 59	

I 情報公開制度の運用状況

1 情報公開請求(申出)の件数

令和3年度のふじみ野市における情報公開制度の受理件数は、請求が125件、申出が33件、合計で158件でした。

なお、実施機関別処理件数は、表1のとおりであり、請求(申出)者の区分別件数は、表2のとおりです。

表 1 情報公開請求・申出の実施機関別件数

実 施 機 関	請求	申出	合 計
市長	1 2 2	3 0	1 5 2
教育委員会	3	3	6
選挙管理委員会	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
合 計	1 2 5	3 3	1 5 8

※ 請求:平成17年10月1日以後作成または取得した情報を請求権者が請求した場合

※ 申出:上記の「請求」以外の場合

表 2 請求 (申出) 者の区分別件数

請求(申出)者の区分	件数
市内に住所を有する者	1 4
市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体	106
市内に存する事務所または事業所に勤務する者	0
市内に存する学校に在学する者	0
実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	4
請求権者以外の者	3 4
合 計	158

2 情報公開請求(申出)の処理状況

令和3年度のふじみ野市における情報公開請求(申出)の処理状況は158件で、請求(申出)に対して公開が129件、部分公開が26件、非公開が0件、不存在が1件、取り下げが2件、不受理が0件でした。(表3)

※ 一つの請求(申出)で複数の実施機関が対象となる請求(申出)があったため、実施機関により処理が異なる場合があるので受理件数と各処理方法の合計数が一致しません。

表3 情報公開請求(申出)の処理状況

区	分	受理件数	公 開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ
請	求	1 2 5	1 1 5	9	0	0	1
申	出	3 3	1 4	1 7	0	1	1
合	計	1 5 8	1 2 9	2 6	0	1	2

部分公開及び非公開の理由は、情報公開条例第6条第1号の個人に関する情報に該当するとした もの、同条第2号の法人等に関する情報に該当するとしたもの等がありました。 (表4) なお、請求ごとの処理状況については、表5のとおりです。

表 4 部分公開の事項別内訳

該 当 情 報	根拠条項	部分公開件数	非公開件数
個人に関する情報	第6条第1号	1 1	0
法人等に関する情報	第6条第2号	5	0
意志決定過程にある情報	第6条第3号	0	0
国等との協力関係等に関する情報	第6条第4号	0	0
性質上公開になじまない事務事業に関す	第6条第5号	1 1	0
る情報	第 0 未第 3 万	1 1	U
公共の安全と秩序に関する情報	第6条第6号	0	0
法令秘情報	第 7 条	0	0
合 計		2 7	0

[※] 同一の処分に複数の非公開理由が含まれている場合があります。

令和3年度ふじみ野市情報公開請求(申出)の処理状況

		ž	史 定	内 容	公 開	実 施	機関	請求申出(又は	請求者	
請 求・申 出 内 容	対象情報の件名				_			受理年月日)		備考
		決 定	理由	摘 要	方 法	担 当	課	決定回答年月日	の区分	
積算内訳書 一式 ①ふじみ野市立小中学校体育館非構造部材耐久化工事(その)				(・見積、カタログ及 び公表単価の掛け率)						
1) ②(仮称) ふじみ野市第3庁舎建替工事 ③ふじみ野市立さぎの森小学校校舎大規模改造工事		部分公開	条例第6条第5号	(・掛け率を乗じる前	写しの交付	市建教教育	長課会課	令和3年4月1日 令和3年4月8日	市外の法人	
市道F-90号線号線歩道新設工事 ふじみ野市大井武蔵野地内 全金額入り設計仕様書一式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市道路	長課	令和3年4月1日 令和3年4月12日	市内の法人	
舗装復旧工事(R2-3工区) ふじみ野市大井武蔵野地内 全金額入り設計仕様書一式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市上下水	長道 課	令和3年4月1日 令和3年4月12日	市内の法人	
水宮地区雨水貯留施設設置工事 ふじみ野市駒林地区 全金額入り設計仕様書一式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市上下水	長道 課	令和3年4月1日 令和3年4月12日	市内の法人	
令和2年度ふじみ野市さぎの森小学校校舎大規模改造工事 積算数量書(金入り)		部分公開	条例第6条第5号	(・見積、カタログ及 び公表単価の掛け率) (・掛け座を乗じる前 の見積単価及び合計 額) (・積算内訳書備考欄 記載のメーカー名及び 型番)	写しの交付	市建築	長課	令和3年4月7日 令和3年4月16日	市外の法人	
令和2年度西ノ原中央公園ローラースライダー撤去工事 ふじみ野市うれし野一丁目地内 令和3年1月22日開札 設計額5,658,000円 金入り工事設計書(数量計算書・設計図は除く)		公開			写しの交付	市公園緑	長地 課	令和3年4月9日 令和3年4月19日	市内の法人	
大井総合福祉センターエントランス防水修繕業務 上記案件の金額入り内訳設計書、諸経費計算書 (図面は除 く)		公開				市高齢福	長祉 課	令和3年4月9日 令和3年4月13日	市外の法人	
ふじみ野市さぎの森小学校校舎大規模改造工事開札日:2021年1月14日 金入り内訳書		部分公開	条例第6条第5号	(・見積、 カタログ及 び公表単価の掛け率) の見積単価の基明を設立 の見積単価を表び合計 額) (・積算内訳書備考欄 記載のメーカー名及び 型番)	郵送による写し の交付	市建築	長課	令和3年4月13日 令和3年4月16日	市外の法人	
令和2年度市道C-287号線側溝新設工事 ふじみ野市新田一丁目地内 令和2年12月16日開札 設計額7,323,000円 金入り工事設計書、数量計算書(交通誘導員数)一式(図面 と交通誘導員数以外の数量計算書は除く)		公開			写しの交付	市道路	長課	令和3年4月14日 令和3年4月21日	市内の法人	
令和2年度市道F-9 0 号線歩道新設工事 ふじみ野市新田一丁目地内 令和2年12月16日開札 設計額9,322,000円 金入り工事設計書、数量計算書(交通誘導員数)一式(図面 と交通誘導員数以外の数量計算書は除く)		公開			写しの交付	市道路	長課	令和3年4月14日 令和3年4月21日	市内の法人	
①・ふじみ野市立さぎの森小学校校舎大規模改造工事(令和3年1月14日開札) ②・(仮称) ふじみ野市第3庁舎建替工事(令和2年10月30日) ③・鶴ケ丘放課後児童クラブ建設工事(令和2年6月8日開札) ④・(仮称) 東地域文化施設多目的棟大規模修繕工事(令和2年1月24日開札)		部分公開	条例第6条第5号	(・見積、カタログ及 び公表単価でを乗じる前 の見積単価及び合計 額) (・積算内訳書備考欄 記載のメーカー名及び 型番)	写しの交付	市建築子で、大学・スプリス	支援 援票振課	令和3年4月14日 令和3年4月19日	市外の法人	

		決	定	内 容	公 開	実 施 機 関	請求申出(又は	請求者		
請 求・申 出 内 容	対象情報の件名						受理年月日)		備考	
		決 定	理由	摘 要	方 法	担 当 課	決定回答年月日	の区分		
令和2年度ふじみ野市さぎの森小学校校舎大規模改造工事 金入り積算数量書		部分公開	条例第6条第5号	(・見積、カタログ及 び公表単価の掛け率) (・掛け率を乗じる前 の見積単価及び合計 額) (・積算内訳書備考欄 記載のメーカー名及び 型番)	写しの交付	市 長建 築 課	令和3年4月21日 令和3年4月28日	市外の法人		
ふじみ野市庁舎総合管理業務委託 仕様書		公開			郵送による写し の交付	市長資産管理課	令和3年4月22日 令和3年5月6日	市外の法人		
令和2年度水宮地区雨水貯留施設設置工事その2 ふじみ野市駒林地内 令和3年2月3日開札 設計額15,400,000円(税抜) 金入り工事設計書、数量計算書(積算根拠を含む)一式(図面は除く)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年4月22日 令和3年5月6日	市内の法人		
令和2年度西鶴ケ岡一丁目第6号基雨水浸透槽設置工事 ふじみ野市西鶴ケ岡一丁目地内 令和3年2月17日開札 設計額18,200,000円(税抜) 金入り工事設計書、数量計算書(積算根拠を含む)一式(図面は除く)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年4月22日 令和3年4月28日	市内の法人		
2020年度に行われた設計工事につきまして、金入り設計書の 交付をお願いします ・配水管布設替工事(R2-5工区)	金入り設計書 ・配水管布設替工事 (R 2 - 5 工区)	公開			郵送による写し の交付	市長下水道課	令和3年5月24日 令和3年5月26日	市外の法人		
舗装復旧工事 (R2-3工区) ふじみ野市大井武蔵野地内 工事設計書 (数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市長下水道課	令和3年5月28日 令和3年6月4日	市内の法人		
令和2年度水宮地区雨水貯留施設設置工事その2 ふじみ野市駒林地内 工事設計書 (数量計算書・図面は除く)	入札方法 一般競争入札 担当課 上下水道課 下水道施設係 工事名 令和2年度水宮地区雨水貯留施設設置工事その2 工事場所 ふじみ野市駒林地内 開札日 令和3年2月3日 内容 工事設計書(数量計算書・図面は除く)	公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年5月28日 令和3年6月11日	市内の法人		
西ノ原中央公園更新整備工事 ふじみ野市嬉野一丁目地内 工事設計書 (数量計算書・図面は除く)	入札方法 一般競争人札 担当課 公園緑地課 公園緑地係 工事名 西ノ原中央公園更新整備工事 工事場所 ふじみ野市うれし野一丁目地内 開札日 令和3年4月26日 内容 工事設計書(数量計算書・図面は除く)	公開			写しの交付	市 長公園緑地課	令和3年5月28日 令和3年6月10日	市内の法人		
工事件名:大井総合福祉センター空調機更新工事 開札日:令和3年5月21日 上記の金入り設計書および見積比較表の写し		部分公開	条例第6条第5号	・見積、カタログ及び 公表単価の掛け率 ・掛け単本及で合計額 ・積算内計算 ・積算内計量 ・積算内計量 ・表して ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	郵送による写し の交付	市長建築課	令和3年6月2日 令和3年7月13日	市外の法人		
(一般競争入札) 令和2年度西鶴ヶ岡一丁目第6号基雨水浸透槽設置工事ふじみ野市鶴ヶ岡一丁目地内 舎和3年3月19日開札 設計額18,200,000円(税抜)金入 り工事設計書、数量計算書(積算根拠を含む)一式(図面は除く)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年6月3日 令和3年6月4日	市内の法人		
生産緑地地区 地番、地積、生産緑地の地区名、地区番号、 指定年月日		公開			郵送による写し の交付	市長衆婦、	令和3年6月3日 令和3年6月7日	市外の法人		

		洪	定	内 容	公 開	実 施 機 関	請求申出(又は	請求者	
請 求・申 出 内 容	対象情報の件名				1		受理年月日)		備考
		決 定	理由	摘要	方 法	担 当 課	決定回答年月日	の区分	
令和2年度水道設計単価表									
		公開			写しの交付	市上下水道課	令和3年6月4日 令和3年6月11日	市内の法人	
配水管敷設替工事(R3-1工区) 金入り設計書(数量計算・図面含む。)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年6月11日 令和3年6月17日	市内の法人	
配水管敷設替工事 (R3-1工区) ふじみ野市大原二丁目地内 工事設計書 (数量計算・図面含む。) ・DIPΦ200mm排水管 土工「仮設材賃料」計算書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年6月17日 令和3年6月25日	市内の法人	
舗装復旧工事(R3-5工区) ふじみ野市大井武蔵野地内 令和3年5月17日開札 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年6月17日 令和3年6月25日	市内の法人	
砂川堀第2幹線フェンス改修工事 金入り設計書(変更後含む)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年6月21日 令和3年6月30日	市内の法人	
ふじみ野市小中学校体育館空調設備設置等工事 (その5) 金入り設計書 (積算内訳書の金入り)		部分公開	条例第6条第5号	見積、公表価格の掛け 率及び掛率を乗じる前 の見積単価	写しの交付	市長建築課	令和3年6月23日 令和3年6月29日	市外の個人	
市道幹線2号線舗装修繕工事 金入 (明細書・内訳書)		公開			写しの交付	市長道路課	令和3年6月24日 令和3年7月1日	市内の法人	
ふじみ野市立小中学校体育館空調設備設置等工事(その2) の積算内訳書(金入り)		部分公開	条例第6条第5号	(・見積、カタログ及 び公表単価の掛け率) (・掛け率をで合計 の見積単価及び合計 額) (・積算内訳書備考欄 に記載のメーカー名及び 型番)	写しの交付	市長建築課	令和3年6月29日 令和3年7月14日	市外の法人	当該契約の相 手方
・西中央公園更新整備工事 ・ココネ広場施設改修工事 ・西ノ原中央公園更新整備工事 工事設計書		公開			写しの交付	市長公園緑地課	令和3年6月30日 令和3年7月12日	市内の法人	
舗装復旧工事 (R3-5工区) 金入設計書	舗装復旧工事(R3-5工区) 金入設計及び数量計算書	公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年6月30日 令和3年7月12日	市内の法人	
ふじみ野市大原二丁目地内 令和3年5月17日開札 金入り工事設計書、積算根拠書 一式 (図面は除く)	配水管布設替工事(R3-1工区) ふじみ野市大原二丁目地内 令和3年5月17日開札、36,500,000円 金入り工事設計書、積算根拠書 一式 (図面は除く)	公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年6月30日 令和3年7月12日	市内の法人	
2020年5月21日頃、不正取得した知人男性名義の個人番号カードを用いて、同知人男性になりすまして特別定額給付金10万円を受給した事件の経過がわかるもの一切		公開			郵送による写し の交付	経営戦略室	令和3年6月25日 令和3年7月13日	市外の個人	

		涉	定	内 容	公 開	実 施 機 関	請求申出(又は	請求者	
請 求・申 出 内 容	対象情報の件名						受理年月日)		備考
		決 定	理由	摘 要	方 法	担 当 課	決定回答年月日	の区分	
下水道法に基づく特定施設届出事業場リスト 上下水道課 下水道施設課 窓口に公開されている同様の内 容	下水道法に基づく特定施設届出事業場リスト 上下水道課 下水道施設課 窓口に公開されている同様の内 容	部分公開	条例第6条第2号		郵送による写し の交付	市長上下水道課	令和3年7月5日 令和3年8月5日	市外の法人	
下水道法特定施設一覧	下水道法特定施設一覧	部分公開	条例第6条第2号		郵送による写し の交付	市長上下水道課	令和3年7月7日 令和3年8月5日	市外の法人	
工事 金入り工事変更設計書 (図面、数量計算書は除く)	令和3年3月18日変更契約締結上福岡駅東口駅前広場整備 工事 金入り工事変更設計書(図面、数量計算書は除く)	公開			写しの交付	市長都市計画課	令和3年7月9日 令和3年7月14日	市外の法人	当該契約の相 手方
市道H-6号線側溝修繕工事 金入設計書(変更後含む)数量計算書	市道H-6号線側溝修繕工事 金入設計書 (変更後含む) 数量計算書	公開			写しの交付	市 長道路 課	令和3年7月12日 令和3年7月15日	市内の法人	
市道C-287号線側溝新設工事 金入設計書(変更後含む)数量計算書	市道C-287号線側溝新設工事 金入設計書 (変更後含む) 数量計算書	公開			写しの交付	市 長道路 課	令和3年7月12日 令和3年7月15日	市内の法人	
令和3年度 西ノ原中央公園更新整備工事 ふじみ野市うれし野一丁目地内 令和3年4月26日開札 設計額42,101,000円(税抜) 金入り工事設計書一式 積算根拠含む(図面は除く)		公開			写しの交付	市長公園緑地課	令和3年7月15日 令和3年7月21日	市内の法人	
西鶴ヶ岡一丁目第6号基雨水浸透槽設置工事 ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目地内 令和3年3月19日 工事設計書(数量計算書・図面は除 く)・仮設工 敷鉄板賃料計算書・土留工鋼製支保工賃料計 算書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年7月16日 令和3年7月19日	市内の法人	
舗装復旧工事(R3-2工区) ふじみ野市駒西三丁目地内外 令和3年6月23日 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年7月16日 令和3年7月26日	市内の法人	
舗装復旧工事(R3-3工区) ふじみ野市福岡新田地内 令和3年6月21日 工事設計書(数量計算書・図面は除く)・土工「土留め材賃 料」計算書・施工費「通水試験」日数算出計算書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年7月16日 令和3年7月26日	市内の法人	
舗装復旧工事(R3-4工区) ふじみ野市桜ケ丘二丁目地内外 令和3年6月21日 工事設計書(数量計算書・図面は除く		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年7月16日 令和3年7月26日	市内の法人	
ふじみ野市立上福岡駅西口駐車場に関する、現運営会社との 契約書		取下げ		7/30出張所に連絡有り	写しの交付	市長出張所	令和5年7月20日	市外の法人	
舗装復旧工事 (R3-2工区) 金入り設計書 (変更後含む) 数量計算書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年7月21日 令和3年8月5日	市内の法人	

		Ħ	定	内容	公 開	実 施 機 関	請求申出(又は	請求者	
請 求・申 出 内 容	対象情報の件名						受理年月日)		備考
		決 定	理由	摘要	方 法	担 当 課	決定回答年月日	の区分	
配水管布設替工事 (R3-3工区) 金入り設計書 (変更後含む) 数量計算書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年7月21日 令和3年8月5日	市内の法人	
舗装復旧工事(R3-4工区) 金入り設計書(変更後含む)数量計算書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年7月21日 令和3年8月5日	市内の法人	
公共下水道(上福岡二丁目) 雨水管渠造工事 金入り設計書(変更後含む) 数量計算書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年7月21日 令和3年7月28日	市内の法人	
舗装復旧工事 (R3-2工区) 設計書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年7月29日 令和3年8月10日	市内の法人	
舗装復旧工事(R3-5工区)金入設計書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年7月29日 令和3年8月10日	市内の法人	
配水管布設替工事 (R3-5工区) 金入設計書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年7月29日 令和3年8月10日	市内の法人	
令和3年度配水管布設替工事(R3-3工区)ふじみ野市福岡新田地内 令和3年6月21日開札 設計額22,050,000円(税抜)金入工事設計書、積算根拠書一式(図面は除く)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年8月6日 令和3年8月20日	市内の法人	
ふじみ野1丁目5街区の最新の住居表示台帳		公開			郵送による写し の交付	市民課	令和3年8月10日 令和3年8月 日	市外の法人	
ふじみ野市の地番が載った図面(公図、地籍図、地番参考図等) 2020年中の登記異動修正済のshapeデータ。		公開			郵送による写し の交付	市長税務課	令和3年8月11日 令和3年8月13日	市外の法人	
ふじみ野市内で生産緑地地区に指定されている土地の所在地 一覧もしくは地図情報のいずれか		公開			郵送による写し の交付	市長公園緑地課	令和3年8月13日 令和3年9月6日	市外の法人	
令和3年度コスモスホール空調機更新工事 ふじみ野市上福岡一丁目5番14号 令和3年5月17日開札 設計額12,990,000円(税抜)金入 り工事設計書(積算根拠を含む)一式(図面は除く)		部分公開	条例第6条第5号	(・見積、カタログ及び公表単価の掛け率) (・掛け率を乗じる前の見積、カタログ及び 会単価) (・工事設計書記載のメーカー名)	写しの交付	市長建築課	令和3年8月17日 令和3年9月1日	市内の法人	
福岡中学校防球ネット延長修繕 金入設計書(変更後含む) 数量計算書		公開			写しの交付	教育委員会	令和3年8月20日 令和3年8月24日	市内の法人	
一般競争入札 配水管布設替工事 (R3-5工区) ふじみ野市大井武蔵野地内外令和3年7月15日 工事設計書(教量計算書・図面は除く)・布設費 仮設管 「アルミ支保工設置・撤去」計算書・布設管「仮設材賃料」 計算書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年8月20日 令和3年8月27日	市内の法人	
大井中学校防球ネット改修工事(H31工28)金入設計書(変更後含む)		公開			写しの交付	教育委員会	令和3年8月24日 令和3年8月25日	市内の法人	

		洪	定	内 容	公 開	宴	施機	脚	請求申出(又は	請求者	
請 求・申 出 内 容	対象情報の件名			1, 1,1			AUE 1994	124	受理年月日)	MACE	備考
		決 定	理由	摘 要	方 法	担	当	課	決定回答年月日	の区分	
課税資料整備業務 (R1~3) 仕様書・設計書		公開			写しの交付	市税	務	長課	令和3年8月24日 令和3年8月31日	市外の法人	
令和3年3月8日以降の愛犬家協会に対しての見直しに関する すべての決裁文書 (団体に対する通知文書 団体からの要望 文書 団体の交渉記録 指定管理者との交渉記録など)		部分公開	条例第6条第1号	特定の個人が識別され、又は識別され作 れ、又は識別され作 情報であるため		市環	境	長課	令和3年8月25日 令和3年9月8日	市内の個人	
新築届・付定通知書・住居表示台帳(2021年1月1日から2021年6月30日までに付定されたもの)		部分公開	条例第6条第1号	氏名、住所、電話番	郵送による写し の交付	市市市	民	長課	令和3年8月30日 令和3年9月10日	市外の法人	
ふじみ野市立小中学校体育館空調設備設置等工事(その6) 工事設計書、共通費計算書、代価表(金入り)		部分公開	条例第6条第5号	(・見積、カタロク び公表単価の掛け尋 (・掛け率を乗じる 額) (・備考欄記載のタ カー名)	i) 前 ・ 写しの交付	市建	築	長課	令和3年8月30日 令和3年9月14日	市外の法人	
令和3年度ふじみ野市立小中学校体育館空調設備設置等工事 (その3) 工事設計書(金入り)		部分公開	条例第6条第5号	(・見積、カタロク び公表単価の掛け幸 (・掛け率を乗じる 額) (・備考欄記載のタ カー名)	i) 前 ・ 写しの交付	市建	築	長課	令和3年8月30日 令和3年9月14日	市外の法人	
令和3年度配水管布設替工事(R3-5工区)ふじみ野市大 井武蔵野地内外 令和3年7月15日開札 設計額38,050,000円(税抜)金入 り工事設計書、積算根拠書一式(図面は除く)		公開			写しの交付	市上	下水道	長道課	令和3年8月30日 令和3年9月3日	市内の法人	
令和3年度舗装復旧工事(R3-2工区)ふじみ野市駒西三丁目地内外 令和3年6月23日開札 設計額20,200,000円金入り工事設計書、積算根拠一式(図面は除く)		公開			写しの交付	市上	下水道	長 課	令和3年8月30日 令和3年9月3日	市内の法人	
令和3年度舗装復旧工事(R3-4工区)ふじみ野市桜ヶ丘 二丁目地内外 令和3年6月21日開札 設計額9,333,000 円(税抜)金入り工事設計書、積算根拠一式(図面は除く)		公開			写しの交付	市上	下水道	長 課	令和3年8月30日 令和3年9月3日	市内の法人	
令和3年度舗装復旧工事(R3-5工区)ふじみ野市大井武蔵野地内外 令和3年5月17日開札 設計額 19,176,000円(税込)金入り工事設計書、積算根拠一式(図面は除く)		公開			写しの交付	市上	下水道	長道課	令和3年8月30日 令和3年9月3日	市内の法人	
西ノ原中央公園更新整備工事 ふじみ野市うれし野一丁目地内 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く 積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市公	園緑均	長 課	令和3年9月2日 令和3年9月14日	市内の法人	
市道幹線2号線舗装修繕工事 ふじみ野市上福岡一丁目地内 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く 積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市道	路	長課	令和3年9月2日 令和3年9月16日	市内の法人	

請 求・申 出 內 容	対象情報の件名	涉	定	内	容	公 開	実 施 機 関	請求申出(又は 受理年月日)	請求者	備考
		決 定	理由	摘	要	方 法	担 当 課		の区分	
道路舗装修繕工事(単価契約)西部地域 ふじみ野市内 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く 積算根拠は含む)		公開				写しの交付	市長道路課		市内の法人	
配水管布設替工事(R3-1工区) ふじみ野市大原二丁目地内 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く 積算根拠は含む)		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和3年9月2日 令和3年9月16日	市内の法人	
配水管布設替工事(R3-3工区) ふじみ野市福岡新田地内 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く 積算根拠は含む)		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和3年9月2日 令和3年9月16日	市内の法人	
舗装復旧工事(R3-5工区) ふじみ野市大井武蔵野地内 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く 積算根拠は含む)		公開				写しの交付	市長下水道課	令和3年9月2日 令和3年9月16日	市内の法人	
舗装復旧工事(R3-4工区) ふじみ野市桜ヶ丘二丁目地内 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く 積算根拠は含む)		公開				写しの交付	市長下水道課		市内の法人	
工事名 西ノ原中央公園更新整備工事 ふじみ野市告示第136号 上記の金入り設計書一式		公開				写しの交付	市長公園緑地課	令和3年9月3日 令和3年9月9日	市内の法人	
排水管布設工事 (R3-5工区) 金入設計書 数量計算書		公開				写しの交付	市長下水道課	令和3年9月10日 令和3年9月17日	市内の法人	
令和2年4月1日以降、本書受理日までに提出された、解体等の届出書「大井中央3丁目1226-46、ふじみ野市西1-13-26、西鶴ケ岡2-17-21」建築物の解体		不存在				郵送による写し の交付	市 長 楽 課	令和3年9月14日 令和3年9月21日	市外の法人	
川崎調整池寒冷事業土質調査業務委託 金入り委託仕様書(鏡、業務委託料内訳書、明細、代価表等 含む)一式		公開				郵送による写し の交付	市長下水道課	令和3年9月15日 令和3年9月24日	市外の法人	
①花の木中学校、②上野台小学校、③西原小学校外及び④大 井東中学校外雨水貯留浸透施設清掃業務委託 金入り設計書類一式(設計図面は除く。)		公開				写しの交付	教育委員会教育総務課	令和3年9月16日 令和3年10月4日	市外の法人	
一般下水道管テレビカメラ調査業務委託 金入り設計書類一式(設計図面は除く。)		公開				写しの交付	市長下水道課	令和3年9月16日 令和3年9月24日	市外の法人	
配水管布設替工事(R2-2工区)R2工28 金入設計書(変更後含む)数量計算書		公開				写しの交付	市長上下水道課		市内の法人	
旧砂川堀改修工事R2工19 金入設計書(変更後含む)数量計算書		公開				写しの交付	市長下水道課	令和3年10月7日 令和3年10月15日	市内の法人	
福岡江川緑道舗装修繕工事(R2エ23) 金入り設計書(変更後含む)数量計算書		公開				写しの交付	市長公園緑地課		市内の法人	
令和3年度配水管敷設替工事(R3-4工区) ふじみ野市大井武蔵野地内 令和3年9月21日開札 設計額31,570,000円(税抜) 金入り工事設計書、積算根拠書一式(図面は除く)		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和3年10月19日 令和3年10月26日	市内の法人	

		決	定	内 容	公 開	実 施 機 関	請求申出(又は	請求者	
請求・申 出 内 容	対象情報の件名						受理年月日)		備考
		決 定	理由	摘 要	方 法	担 当 課	決定回答年月日	の区分	
ふじみ野市市民交流プラザ及びコスモスホール指定管理者提									
案書(または事業計画書) 現指定管理者公募時のものを希望 します		部分公開	条例6条第1号 条例6条第2号		郵送による写し の交付	市長協働推進課	令和3年10月21日 令和3年11月5日	市外の法人	
マンホール蓋(汚水管渠)交換修繕		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年10月22日 令和3年10月27日	市内の法人	
配水管布設替之工事R3-4工区	配水管布設替工事(R3-4工区)R3工31 金入工事設計書 数量計算書	公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年10月25日 令和311月2日	市内の法人	
配水管布設替え工事R3-4工区	配水管布設替え工事(R3-4工区) ふじみ野市大井武蔵野地内 工事設計書(数量計算書・図面は除く) ・付帯工「仮設材賃料」計算書	公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年10月28日 令和3年11月11日	市内の法人	
市道幹線2号線舗装修繕工事 ふじみ野市上福岡一丁目地内 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く 積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市長道路課	令和3年10月29日 令和3年11月9日	市内の法人	
市道E-25号線舗装修繕工事 ふじみ野市内 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く 積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市長道路課	令和3年10月29日 令和3年11月9日	市内の法人	
2020年5月21日頃、不正取得した知人男性名義の個人番号カードを用いて、同知人男性になりすまして特別定額給付金10万円を受給した事件の経過がわかるもの一切		部分公開	条例第6条第1号	個人の氏名、生年月 日、年齢、電話番号 ^会	等 郵送による写し の交付	市長経営戦略室	令和3年11月1日 令和3年11月24日	市外の法人	
配水管布設替工事 (R3-2工区) 金入設計書 数量計算書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年11月25日 令和4年12月6日	市内の法人	
損害保険証券 (傷害保険・賠償保険) の写し ・保険始期が令和3年1月1日以降のもの ・保険料が10万円以上のもの ・自賠責保険は除く ・共済は除く		部分公開	条例第6条第1号	会社の印影、担当者 名、個人の氏名、住 所、電話番号	郵送による写し の交付	市 契約・法務課	令和3年12月2日 令和4年1月7日	市外の法人	
損害保険証券(傷害保険・賠償保険)の写し ・保険始期が令和3年1月1日以降のもの ・保険料が10万円以上のもの ・自賠責保険は除く ・共済は除く		部分公開	条例第6条第1号	会社の印影、担当者 名、個人の氏名、住 所、電話番号	郵送による写し の交付	教育委員会	令和3年12月2日 令和4年1月7日	市外の法人	
福岡江川緑道舗装修繕工事 (R3工37) 金入設計書 数量計算書		公開			写しの交付	市長公園緑地課	令和3年12月9日 令和3年12月15日	市内の法人	
市道G-38号線 舗装修繕工事 (R3工39) 金入設計書 数量計算書		公開			写しの交付	市長道路課	令和3年12月9日 令和3年12月15日	市内の法人	
一般下水道管渠築造工事(亀久保排水困難地区)(R 3 工 32)		/\ 88			生しの女!!	市長	令和3年12月9日	古中の社!	
金入設計書 数量計算書		公開			写しの交付	上下水道課	令和3年12月17日	市内の法人	
公共下水道(汚水)管渠築造工事(西台) (R3工38) 金入設計書 数量計算書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年12月9日 令和3年12月15日	市内の法人	
マンホール蓋 (汚水管渠) 交換修繕 (R3修2) 金入設計書 数量計算書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和3年12月9日 令和3年12月16日	市内の法人	

請 求・申 出 内 容	対象情報の件名	₹ T	定	内	容	公 開	実 施 機 関	請求申出(又は 受理年月日)	請求者	備考
		決 定	理由	摘	要	方 法	担 当 課	決定回答年月日	の区分	
旧砂川堀改修工事 (R3工36) 金入設計書 数量計算書		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和3年12月9日 令和3年12月15日	市内の法人	
市道G - 83号線舗装修繕工事 ふじみ野市内日鶴ケ岡1丁目地内外 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く 積算根拠は含む)		公開				写しの交付	市長道路課	令和3年12月13日 令和3年12月16日	市内の法人	
配水管布設替工事(R3-2工区) ふじみ野市駒西2丁目地内外 全金額入り設計仕様書 1式 (数量計算書及び設計図面は除く 積算根拠は含む)		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和3年12月13日 令和3年12月15日	市内の法人	
旧砂川堀改修工事 ふじみ野市苗間地内 工事計算書書(数量計算書及び設計図面は除く。) 仮設工、土留工、軽量銅矢板賃料、アルミ支保材賃料の数量 計算書		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和3年12月13日 令和3年12月15日	市内の法人	
一般下水道管渠築造工事(亀久保排水困難地区) ふじみ野市亀久保地内 工事計算書書(数量計算書及び設計図面は除く。) 管渠工、管路土留工、アルミ矢板賃料、アルミ支保材賃料の 数量計算書		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和3年12月13日 令和3年12月17日	市内の法人	
マンホール蓋 (汚水管渠) 交換修繕 ふじみ野市南第1丁目地内外 工事計算書書 (数量計算書及び設計図面は除く。)		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和3年12月13日 令和3年12月16日	市内の法人	
公共下水道(汚水)管渠築造工事(西台) ふじみ野市大井地内 工事計算書書(数量計算書及び設計図面は除く。) 管路土留工、アルミ矢板賃料、アルミ支保材賃料の数量計算		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和3年12月13日 令和3年12月15日	市内の法人	
配水管布設替工事 (R3-2工区) 金入設計書 数量計算書		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和3年12月20日 令和3年12月23日	市内の法人	
マンホール蓋(汚水管渠)交換修繕 ふじみ野市南第1丁目地内外 工事計算書書(数量計算書及び設計図面は除く。)		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和3年12月20日 令和3年12月23日	市内の法人	
一般下水道管渠築造工事 (亀久保排水困難地区) ふじみ野市亀久保地内 工事計算書書 (数量計算書及び設計図面は除く。)		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和3年12月20日 令和3年12月23日	市内の法人	
公共下水道 (汚水) 管渠築造工事 (西台) ふじみ野市大井地内 工事計算書書 (数量計算書及び設計図面は除く。)		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和3年12月20日 令和3年12月23日	市内の法人	
旧砂川堀改修工事 ふじみ野市苗間地内 工事計算書書(数量計算書及び設計図面は除く。)		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和3年12月20日 令和3年12月23日	市内の法人	
「(仮称)ふじみ野市大原二丁目計画2019.7.31」使用時の 説明会議事録		部分公開	条例第6条第1号	子 個人に関する性	青報	写しの交付	市長都市計画課	令和4年1月4日 令和4年1月20日	市内の個人	
市道B-38号線側溝整備工事 R3工46 金入設計書 数量計算書		公開				写しの交付	市 長道路 課	令和4年1月12日 令和4年1月27日	市内の個人	

** 中. 中 山 市 宏	対象情報の件名	決	定	内	容	公 開	実 施 機 関	請求申出(又は	請求者	備考
請求・申出內容	λι σα 1β τα ∨ 11 7μ	決 定	理由	摘	要	方 法	担 当 課	受理年月日) 決定回答年月日	の区分	1/H - 45
市道D-89号線側溝整備工事 R3工48 金入設計書 数量計算書		公開				写しの交付	市長道路課	令和4年1月12日 令和4年1月27日	市内の個人	
市道F-48号線側溝整備工事 R3工47 金入設計書 数量計算書		公開				写しの交付	市 長道 路 課	令和4年1月12日 令和4年1月27日	市内の個人	
上福岡6丁目公園施設改修工事 R3工42 金入設計書 数量計算書	上福岡6丁目公園施設改修工事 R3工42 金入設計書 数量計算書	公開				写しの交付	市長公園緑地課	令和4年1月12日 令和4年1月27日	市内の個人	
配水管布設替工事 (R3-6工区) R3工49 金入設計書 数量計算書	配水管布設替工事(R3-6工区) ふじみ野市苗間地内 金入設計書 数量計算書	公開				写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月12日 令和4年1月20日	市内の個人	
舗装復旧工事(R3-1工区) R3工45 金入設計書 数量計算書	舗装復旧工事(R3-1工区) 金入設計書 数量計算書	公開				写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月12日 令和4年1月20日	市内の個人	
一般下水道管渠築造工事(亀久保三丁目地区) R3工41 金入設計書 数量計算書		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月12日 令和4年1月27日	市内の個人	
令和3年度配水補助管布設替工事 (R3-1工区) ふじみ野市北野一丁目地内 令和3年12月2日開札 設計額3,260,000円 (税抜) 金入り工事設計書、積算根拠書一式 (図面は除く)		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月14日 令和4年1月20日	市内の法人	
令和3年度配水管布設替工事(R3-6工区) ふじみ野市苗間地内 令和3年12月9日開札 設計額15,040,000円(税抜) 金入り工事設計書一式(積算根拠書含む)図面は除く		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月14日 令和4年1月20日	市内の法人	
令和3年度舗装復旧工事 (R3-1工区) ふじみ野市南台一丁目地内外 令和3年12月9日開札 設計額10,319,000円 (税抜) 金入り工事設計書一式 (積算根拠書含む) 図面は除く		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月14日 令和4年1月20日	市内の法人	
市道G-83号線舗装修繕工事 ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目地内外 全金額入り設計仕機書1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開				写しの交付	市長道路課	令和4年1月17日 令和4年1月26日	市内の法人	
福岡江川緑道舗装修繕工事 ふじみ野市駒西二丁目地内外 全金額入り設計仕様書1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)	福岡江川緑道舗装修繕工事 ふじみ野市駒西二丁目地内外 全金額入り設計仕様書1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)	公開				写しの交付	市長公園緑地課	令和4年1月17日 令和4年1月26日	市内の法人	
舗装復旧工事(R3-2工区) ふじみ野市駒西三丁目地内外 全金額入り設計仕様書1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月17日 令和4年1月24日	市内の法人	
配水管布設替工事R3-5工区 ふじみ野市大井武蔵野地内外 全金額入り設計仕様書1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月17日 令和4年1月24日	市内の法人	
配水管布設替工事R3-2工区 ふじみ野市駒西二丁目地内外 全金額入り設計仕様書1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月17日 令和4年1月24日	市内の法人	
配水管布設替工事R3-24工区 ふじみ野市大井武蔵野地内外 全金額入り設計仕様書1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開				写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月17日 令和4年1月24日	市内の法人	

		涉	定	内 容	公 開	実 施 機 関	請求申出(又は	請求者	
請 求・申 出 内 容	対象情報の件名						受理年月日)		備考
		決 定	理由	摘 要	方 法	担 当 課	決定回答年月日	の区分	
一般下水道管渠築造工事 (亀久保排水困難地域地区) ふじみ野市種分保地内 全金額入り設計仕機書1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月17日 令和4年1月24日	市内の法人	
マンホール蓋 (汚水管渠) 交換修繕 ふじみ野市南台一丁目地内外 全金額入り設計仕様書 1 式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月17日 令和4年1月26日	市内の法人	
公共施設下水道 (汚水) 管渠築造工事 (西台) ふじみ野市大井地内 全金額入り設計仕様書1式 (数量計算書及び設計図面は除く、積算根拠は含む)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月17日 令和4年1月24日	市内の法人	
新築届・付定通知書・住居表示台帳 (2021年7月1日から2021年12月31日までに付定されたもの)		部分公開	条例第6条第1号 条例第6条第2号	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、 印影	写しの交付	市民課	令和4年1月17日 令和4年1月24日	市外の法人	
令和3年度ふじみ野市立上福岡駅西口駐車場の指定管理者募 集にて、運営事業者に決定した事業者の提案資料一式		部分公開	冬例第6条第1号	担当者氏名、メールア ドレス等特定の個人が 識別される情報、当該 法人の事業活動が損な われる恐れがあるた め、他の制度で取得可能な情報	写しの交付	市長課	令和4年1月20日 令和4年2月1日	市外の法人	
市道B-38号線側溝整備工事 ふじみ野市駒林地内 令和3年12月9日開札 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市長道路課	令和4年1月20日 令和4年2月2日	市内の法人	
配水補助管布設替工事R 3 - 1 工区 ふじみ野市北野- 丁目地内外 令和3年12月2日 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月20日 令和4年1月27日	市内の法人	
福岡江川フェンス改修工事 ふじみ野市駒林地内 令和3年11月22日 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月20日 令和4年1月26日	市内の法人	
舗装復旧工事 (R3-1工区) ふじみ野市南台一丁目地内外 令和3年12月9日 工事設計書 (数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月20日 令和4年2月2日	市内の法人	
配水管布設替工事 (R3-6工区) ふじみ野市間地内外 令和3年12月9日 工事設計書 (数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和4年1月20日 令和4年1月27日	市内の法人	
市道G - 3 8 号線舗装修繕工事 ふじみ野市西鶴ケ岡一丁目地内外 令和3年11月5日開札 設計額35,893,000円 金入り工事設計書 一式 (数量計算書、積算根拠含む) 図面は除く		公開			写しの交付	市 長道路 課	令和4年1月21日 令和4年1月31日	市内の法人	
市道F - 4 8 号線舗装修繕工事 ふじみ野市桜ケ丘三丁目地内 令和3年12月2日開札 設計額3,323,000円 金入り工事設計書 一式 (数量計算書、積算根拠含む)図面は除く		公開			写しの交付	市 長道 路 課	令和4年1月21日 令和4年1月31日	市内の法人	
市道D - 8 9 号線舗装修繕工事 ふじみ野市うれし野工丁目地内 令和3年12月2日開札 設計額3,139,000円 金入り工事設計書 一式 (数量計算書、積算根拠含む)図面は除く		公開			写しの交付	市 長道 路 課	令和4年1月21日 令和4年1月31日	市内の法人	

		ÿ	定	内 容	公 開	実 施 機 関	請求申出(又は	請求者	
請 求・申 出 内 容	対象情報の件名						受理年月日)		備考
		決 定	理由	摘 要	方 法	担 当 課	決定回答年月日	の区分	
情報公開・個人情報保護審査会における諮問第3号に関する 議事録の全て		部分公開	条例第6条第1号 条例第6条第2号 条例第19条第1 号	特定の個人が識別され る情報 事業を営む個人に不利 益を与えると認められ る情報	写しの交付	市 長契約・法務課	令和4年1月27日 令和4年2月9日	市内の個人	
大井中央2丁目18~23街区の最新の住居表示台帳と街区 配置図		公開			写しの交付	市長課	令和4年1月28日 令和4年2月14日	市外の法人	
平成30年ふじみ野市放課後児童クラブ指定管理者募集要項 (東地区、西地区) における様式2,3,4,5 (①~④)		部分公開	条例6条第1号 条例6条第2号	個人を識別することが できる情報 法人等のノウハウに関 する情報	写しの交付	市 長 子育て支援課	令和4年2月8日 令和4年2月22日	市外の法人	市内に事務所 または事業所 を有する法人
令和3年度市道B-38号線側溝整備工事 ふじみ野市駒林地内 令和3年12月9日開札 設計額 12,382,000円(税抜) 金入り工事設計書一式(数量計算書、積算根拠を含む)図面 は除く		公開			写しの交付	市 長道 路 課	令和4年2月16日 令和4年3月2日	市内の法人	
令和3年度市道F-25号線舗装修繕工事 ふじみ野市亀久保地内 令和4年1月24日開札 設計額 7,795,000円 (税抜) 金入り工事設計書一式 (積算根拠を含む) 図面は除く		公開			写しの交付	市長道路課	令和4年2月16日 令和4年3月2日	市内の法人	
令和4年度ふじみ野市外国語活動助手派遣業務プロポーザル の参加事業者企画提案書		取下げ		情報が不要であると判 断したため	写しの交付	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	令和4年2月15日 令和4年2月21日	市外の法人	契約の相手方
令和2年ふ水第932号 公共施設の管理者の同意及び管理に関する協議		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和4年2月18日 令和4年2月21日	市内の個人	
公共下水道 (汚水) 管渠築造工事 (上沢勝瀬線) ふじみ野市苗間地内 令和4年1月17日開札 工事設計書 (数量計算書・図面は除く) 管路土留工 アルミ土留賃料の数量計算書		公開			写しの交付	市長上下水道課	令和4年2月21日 令和4年2月28日	市内の法人	
ふじみ野市大原2丁目計画新築工事事前協議時排水計画図		公開			写しの交付	市長都市計画課	令和4年2月22日 令和4年3月2日	市内の個人	
児童発育発達支援センター運営審議会で示した資料 令和3年度第1回、第2回、第3回議事録		部分公開	条例第6条第1号	印影を公開することに より、悪用など当該個 人に不利益を与える情 報であるため。	写しの交付	市 長 子育て支援課	令和4年2月24日 令和4年3月10日	市内の個人	
提供公園に関する協議申請書及び平面図一式 協議回答書		部分公開	条例第6条第2号		写しの交付	市長公園緑地課	令和4年2月25日 令和4年3月7日	市内の個人	
生産緑地一覧		公開			写しの交付	市長公園緑地課	令和4年3月3日 令和4年3月14日	市内の法人	
令和3年度に発注された委託業務の代価表を含む金入り設計書 ・川崎調整池関連事業土質調査業務委託 ・雨天時侵入水対策計画策定業務委託 ・ストックマネジメント点検調査業務委託 ・公共下水道(汚水)管渠実施設計業務委託		公開			郵送による写し の交付	市長上下水道課	令和4年3月4日 令和4年3月10日	市外の法人	

		決	定	内 容	公 開	実	施機	関	請求申出(又は	請求者	
請 求・申 出 内 容	対象情報の件名								受理年月日)		備考
		決 定	理由	摘 要	方 法	担	当	課	決定回答年月日	の区分	
令和 3 年度 市道 $F-25$ 号線舗装修繕工事 ふじみ野市亀久保地内 令和 4 年 1 月 24 日開札 設計額 $7,795,000$ 円 (税抜き) 数量計算書 N_05		公開			写しの交付	市道	路	長課	令和4年3月8日 令和4年3月17日	市内の法人	
令和3年度 市道F-25号線舗装修繕工事 ふじみ野市亀久保地内 令和4年1月24日開札 工事設計書(数量計算書・図面は除く)		公開			写しの交付	市道	路	長課	令和4年3月11日 令和4年3月23日	市内の法人	

Ⅱ 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保管等の登録届出状況

個人情報保護条例に基づき、実施機関が新たに個人情報を取り扱う業務を開始する場合は、どのような個人情報を収集し、どのような目的に使用するのかを明らかにするために、個人情報保管等登録票による届出を義務付けています。また、登録内容の変更や登録の廃止の場合も届出が必要となっています。

令和3年度の個人情報保管等の登録届出状況は、表6のとおりです。

表 6 個人情報保管等の登録届出状況

実施機関	令和2年度末	令和	13年度中届出作	牛数	令和3年度末
夫 爬 機 渕	登 録 件 数	開始	開始 変更 廃止		登 録 件 数
市 長	1,885	2 6	2 1 3	2 6	1,885
教育委員会	4 7 0	0	2	3	470
選挙管理委員会	1 5 1	0	0	0	1 5 1
公平委員会	6	0	0	0	6
監査委員	1 5	0	0	0	1 5
農業委員会	7	0	0	0	7
固定資産評価審 査 委 員 会	1 0	0	0	0	1 0
議会	1 0	0	0	0	1 0
合 計	2, 554	2 6	2 1 5	2 9	2, 554

2 個人情報目的外利用等の登録届出状況

実施機関が管理している個人情報は、登録した利用目的に限って利用されることが原則であり、 登録された利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は法令等に定めがあるときなどを除き、 本人の同意を得なければならないことになっています(目的外利用の制限)。また、登録された個 人情報を実施機関以外の者に対して提供する場合も同様の取り扱いとしています(外部提供の制 限)。

目的外利用及び外部提供をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出ることになっています。 令和3年度の実施機関別の登録届出状況は、表7及び表8のとおりです。

表 7 個人情報目的外利用の登録届出状況

実施機関	令和2年度末	令和3年度	中届出件数	令和3年度末
天 旭 饿 闰	登 録 件 数	開始	廃 止	登 録 件 数
市 長	1 4 4	0	0	1 4 4
教育委員会	3	0	0	3
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	2	0	0	2
固定資産評価 審 査 委 員 会	0	0	0	0
議 会	3	0	0	3
合 計	1 5 2	0	0	1 5 2

表8 個人情報外部提供の登録届出状況

実施機関	令和2年度末	令和3年度	中届出件数	令和3年度末
大 旭 饭 闲	登 録 件 数	開始	廃 止	登 録 件 数
市長	184	0	0	184
教育委員会	1 1	0	0	1 1
選挙管理委員会	4	0	0	4
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価	0	0	0	0
審査委員会	0	0	0	0
議 会	6	0	0	6
合 計	2 0 5	0	0	205

3 自己情報の開示等の請求及び処理状況

令和3年度は、個人情報保護制度における自己情報の開示請求が20件あり、訂正請求、削除請求及び利用の停止の請求はありませんでした。

Ⅲ 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定又は自己情報の開示請求等に対する決定について、市民等から審査請求があった場合に、公平で迅速な審査を行うために設置された第三者的機関で、識見を有する3人の委員で構成されています。

審査会は、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申を行います。また、諮問した実施機関は、 審査会の答申を尊重して、公開(開示)するかどうかを決定します。

2 審査請求の状況

令和3年度は、決定に対する審査請求は0件でした。

3 審査会の開催状況

令和3年度は、審査会に諮問する審査請求事案は3件でした。

口	開催日	諮問案件	会議の議題等
1	令和3年	諮問第1号	諮問第1号及び諮問第2号に係る答申
	4月8日	「自己情報不開示、訂正等決定通知	案の審議
		書」に係る審査請求について	諮問第3号についての処分庁職員から
		諮問第2号	の意見聴取
		「自己情報不開示、訂正等決定通知	
		書」に係る審査請求について	
		諮問第3号	
		「情報非公開決定通知書」に係る審	
		査請求について	
2	令和3年	諮問第1号、諮問第2号及び諮問第	諮問第1号及び諮問第2号に係る答申
	5月25日	3号の継続審議	案の審議
			諮問第3号についての口頭意見陳述
3	令和3年	諮問第1号、諮問第2号及び諮問第	諮問第1号、諮問第2号及び諮問第3
	6月23日	3号の継続審議	号に係る答申案の審議
4	令和3年	諮問第1号、諮問第2号及び諮問第	諮問第1号、諮問第2号及び諮問第3
	8月13日	3号の継続審議	号に係る答申案の審議
5	令和3年	諮問第3号の継続審議	諮問第3号に係る答申案の審議
	9月27日		
6	令和3年	諮問第3号の継続審議	諮問第3号に係る答申案の審議
	11月12		
	日		

Ⅳ 情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護運営審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために設置されたものです。

審議会は、識見を有する者、公共的団体の構成員及び事業者の10人以内で構成され、両制度について実施機関が審議会の意見を聞くこととされた事項について審議し、答申を行います。また、個人情報保護条例に基づく報告を受け、さらに制度に関する重要事項について実施機関に対し建議を行います。

2 審議会の開催状況

令和3年度の実施機関からの諮問案件は1件で、下表のとおりです。

口	開催日	諮問案件	答申
1	令和3年	諮問第1号	諮問第1号については、これを承認
	8月17日	地方税法に基づく通知のオンライン	する。
		化にあたり、外部機関の電子計算組織	
		と通信回線で結合することについて	

V 会議公開の運用状況

令和3年度の会議公開の実施状況は、表11のとおりです。

なお、公開の対象となる会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された附属機関及びこれに類似する市の要綱に基づく協議会等です。

会議の開催を決定したとき、その会議を所管する担当課は「会議開催のお知らせ」を作成し、情報公開コーナーをはじめ、本庁舎1階及び市内の公共施設の掲示板に掲示しています。また、市のホームページにも会議開催の日程等を随時掲載し、市民への周知を図っています。

令和3年度の会議の公開に関する運用状況は、表9のとおりです。

表 9	会議公開の実施状況
<i>⊼</i> ⊽ 9	完讓公用00夫他认须

	公開となった会議	部分公開となった 会 議	非公開となった 会 議	合 計
会議開催件数	8 0 件	0件	119件	199件
傍 聴 人 数	1 4人	0人		14人

※ 非公開となった119件は、個人情報等を取り扱うため、非公開とされたふじみ野市介護認定審 査会の会議92件、介護給付費等の支給に関する審査会の会議13、ふじみ野市民生委員推薦会の 会議1件、ふじみ野市児童発育・発達支援センター運営審議会2件、ふじみ野市保育所入所児童選 考委員会1件、ふじみ野市指定管理者選定委員会の会議4、ふじみ野市情報公開・個人情報保護審 査会6件です。

整 理 N	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
1	令和3年第4回定例ふじみ野市教育委員会会 議	令和3年4月20日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1) 第23号議案 第三次ふじみ野市子ども読書活動推進計画を変更することについて (2) 第24号議案 第三次ふじみ野市立図書館サービス計画を変更することについて (3) 第25号議案 ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて	公開	0	教育委員会 教育総務課	
2	令和3年第5回定例ふじみ野市教育委員会会 議	令和3年5月18日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1) 報告事項 専決処理に関する報告について(令和2年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書について) (2) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会職員人事について)	公開	0	教育委員会 教育総務課	
3	令和3年度第1回ふじみ野市こどもにやさ しいまちづくり条例(仮称)策定委員会	令和3年5月24日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 条例構成案について(2) その他	公開	0	こども・元気健康部 子育て支援課	
4	ふじみ野市介護保険等運営審議会	令和3年5月31日 午後1時15分から	ふじみ野市役所	(1) 会長・副会長の選出 (2) 第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の概要について (3) 地域包括支援センター基本指針・運営指針(令和3年度版)について (4) 地域密着型サービス事業者の公募について (5) 保険者機能強化推進交付金の評価指標の結果について (6) 地域密着型特別養護老人ホームの開所について (7) その他	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
5	令和3年度第1回ふじみ野市社会教育委員会 議	令和3年6月17日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1) 議長、副議長の選出について (2) 各委員の選出について (3) 社会教育関係団体の補助金審査について (4) 令和3年度社会教育関連事業計画について (5) 令和3年度社会教育委員の年間活動計画について (6) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	

整理NO	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
6	令和3年第6回定例ふじみ野市教育委員会会 議	令和3年6月22日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1) 第26号議案 ふじみ野市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正することについて (2) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市社会教育委員を委嘱及び任時する報告について(ふじみ野市放課後子ども教室運営委員会委員を委嘱することについて) (3) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市放課後子ども教室運営委員会委員を委嘱することについて) (4) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立図書館協議会委員を委嘱及び任命することについて) (5) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市学校給食センター運営審議会委員を委嘱及び任命することについて) (6) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小中学校体育館空調設備設置等工事(その1)請負契約の締結について) (8) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小中学校体育館空調設備設置等工事(その3)請負契約の締結について) (10) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小中学校体育館空調設備設置等工事(その5)請負契約の締結について) (10) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小中学校体育館空調設備設置等工事(その6)請負契約の締結について) (11) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小中学校体育館空調設備設置等工事(その6)請負契約の締結について) (12) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小中学校体育館空調設備設置等工事(その7)請負契約の締結について) (13) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小中学校体育館空調設備設置等工事(その7)請負契約の締結について) (14) 報告事項 専決処理に関する報告について(令和3年度ふじみ野市一般会計補正予算(第2号)について) (15) 報告事項 令和3年第2回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について	公開	0	教育委員会社会教育課	
7	ふじみ野市児童発育・発達支援センター運 営審議会	令和3年6月24日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 市長挨拶(2) 会長及び副会長の選出(3) 諮問(4) 会議の公開・非公開について(5) ふじみ野市児童発育・発達支援センターに関する市の考え方について	公開	4	こども・元気健康部 子育で支援課	
8	令和3年度第1回ふじみ野市公民館運営審議 会	令和2年6月25日 午前10時00分から	ふじみ野市立 上福岡西公民館 地下ホール	(1) 令和3年度ふじみ野市立公民館事業進捗状況について (2) 公民館の現状と課題 (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井中央公民館)	

整 理 N	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
9	令和3年度第1回ふじみ野市立図書館協議会	令和3年6月25日 午後2時00分から	ふじみ野市立 上福岡図書館2階 集会室2	(1) 令和2年度事業報告について (2) 令和3年度年間事業計画について (3) 図書館利用者アンケート報告について (4) 子ども読書活動推進計画及び図書館サービス計画について (5) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
10	令和3年度第1回文化財保護審議会	令和3年6月30日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B302会議室	(1)審議事項 文化財保存事業の補助金交付について(2)報告事項①年間事業計画について②旧江戸屋穀蔵の調査について③行政文書の収集・整理等について(3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
11	令和3年度第1回ふじみ野市指定管理者選定 委員会	令和3年6月30日 午前10時45分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A302会議室	(1)審査対象施設について (2)選定委員会のスケジュールについて (3)選定審査の方法について (4)募集要項及び選定基準の確認(介護予防センター) 【非公開】 (5)前年度(令和2年度)モニタリング・評価(外部評価) (6)募集要項及び選定基準の確認(上福岡駅西口駐車場) 【非公開】 (7)募集要項及び選定基準の確認(子育てふれあい広場) 【非公開】	部分公開	0	経営戦略室	部分公開要確認
12	令和3年度第1回ふじみ野市公共事業評価監 視委員会	令和3年7月16日 午後3時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	ふじみ野市社会資本総合整備計画(防災・安全) (重点計画)の事後評価	公開	0	都市政策部 都市計画課	
13	令和3年度第1回ふじみ野市スポーツ推進審 議会	令和3年7月19日 午後5時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 令和3年度スポーツ推進審議会スケジュールについて (2) 令和2年度スポーツ推進審業実績について (3) ふじみ野市スポーツ関係団体補助金に関する意見聴取 について (4) 第2期スポーツ推進計画 について (5) 大会・イベント等の考え方 について	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
14	令和3年度第1回ふじみ野市放課後子ども教 室運営委員会会議	令和3年7月20日 午後2時30分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1) ふじみ野市放課後子ども教室事業実施要綱の改正について (2) 放課後子ども教室の今年度の活動について (3) その他	公開	0	教育委員会 教育総務課	
15	令和3年第7回定例ふじみ野市教育委員会会 議	令和3年7月20日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1) 第27号議案 ふじみ野市修学旅行等の中止に伴う保護者負担費補助金交付要綱を定めることについて (2) 第28号議案 令和4年度使用中学校社会(歴史的分野)教科用図書の採択について (3) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱い要綱の一部を改正することについて)	公開	0	教育委員会 学校給食課	
16	令和3年度第1回ふじみ野市空家等対策協議 会	令和3年7月26日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 副会長の選任 (2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 に基づく相続財産管理人の選任の申立てについて (3) 令和4年度ふじみ野市空家等対策協議会について	公開	0	都市政策部 建築課	

整 理 N	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
17	令和3年度ふじみ野市廃棄物減量等推進審 議会委嘱式及び第1回会議	令和3年7月28日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会委嘱式及び第1回 会議	公開	0	市民活動推進部 環境課	
18	令和3年度第1回ふじみ野市学校給食セン ター運営審議会	令和3年7月28日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B302会議室	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 令和2年度ふじみ野市学校給食の実施状況について (3) ふじみ野市の学校給食における食物アレルギー対応に ついて	公開	0	教育委員会 学校給食課	
19	令和3年度第1回行政評価外部評価委員会	令和3年7月29日	【書面開催】	(1) 今年度の外部評価委員会の概要について(2) 評価対象施策の概要説明(3) 今後の流れについて(4) その他	公開	-	総合政策部 経営戦略室	
20	令和3年第2回ふじみ野市国民健康保険運営 協議会	令和3年7月29日 午後1時30分から	ふじみ野ステラ・ イースト 3階 多目的ルームA・B	(1) 報告事項 ・ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について ・令和3年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について ・令和2年度ふじみ野市国民健康保険特別会計決算について (2)その他	公開	0	市民生活部 保険・年金課	
21	令和3年度第1回地域福祉計画審議会	令和3年7月30日 午前9時45分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B302会議室	(1) 正副会長の互選 (2) 地域福祉計画審議会について (3) 第2期地域福祉計画の進捗状況について (4) 今後の予定について (5) その他	公開	0	福祉部 福祉課	
22	令和3年度第1回ふじみ野市上下水道審議会	令和3年7月30日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 令和2年度ふじみ野市水道事業会計決算について (2) 令和2年度ふじみ野市下水道事業会計決算について (3) その他報告事項	公開	0	都市政策部 上下水道課	
23	令和3年度第1回ふじみ野市文化振興審議会	令和3年7月30日 午後5時30分から	ふじみ野ステラ・ イースト スタディルーム	(1) ふじみ野市文化施設整備事業の進捗状況について (2) 令和3年度文化振興審議会等の予定について (3) 第2期文化振興計画の策定について	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
24	令和3年度第1回ふじみ野市一般廃棄物処理 基本計画市民検討委員会	令和3年8月3日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 一般廃棄物処理基本計画の改定について (2) 廃棄物処理の現状について (3) その他	公開	0	市民活動推進部 環境課	
25	令和3年度第1回ふじみ野市資料館運営協議 会会議	令和3年8月17日	【書面開催】	(1) 令和2年度事業報告について (2) 令和3年度事業計画について (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (上福岡歴史民俗資料館)	
26	令和3年第8回定例ふじみ野市教育委員会会 議	令和3年8月17日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1) 第29号議案 ふじみ野市教育委員会職員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例(案)について(2) 第30号議案 ふじみ野市立学校県費負担教職員の服務の宣誓に関する条例を廃止する条例(案)について(3) 第31号議案 ふじみ野市教職員の人事について(4) 報告事項 専決処理に関する報告について(損害賠償の額を定めることについて)(5) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市いじめ見逃しゼロ連絡協議会委員を委嘱及び任命することについて)(6) 報告事項 なの花学校給食センター整備運営事業モニタリング結果の公表について(7) 報告事項 公共施設の安全点検結果について(7)	公開	0	福祉部 福祉課	

整理NO	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
27	令和3年度第2回ふじみ野市子どもにやさし いまちづくり条例(仮称)策定委員会	令和3年8月18日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 条例構成案について(2) その他	公開	0	こども・元気健康部 子育て支援課	
28	令和3年度ふじみ野市廃棄物減量等推進審 議会第2回会議	令和3年8月30日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 廃棄物の現況・課題と対応の方向性(2) その他	公開	1	市民活動推進部 環境課	
29	令和3年第9回定例ふじみ野市教育委員会会 議	令和3年9月21日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1) 第32号議案 令和4年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針等を決定することについて (2) 報告事項 専決処理に関する報告について(令和3年度ふじみ野市一般会計補正予算(第4号)について) (3) 報告事項 専決処理に関する報告について(令和3年度ふじみ野市一般会計補正予算(第5号)について) (4) 報告事項 令和3年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
30	令和3年度第1回ふじみ野市男女共同参画推 進審議会	令和3年9月22日	【書面開催】	(1) ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画 実績報告・ 事業計画について (2) 審議会等の女性の登用状況調査の結果等について	公開	0	市民生活部 市民総合相談室	
31	第2回ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画 市民検討委員会	令和3年9月22日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 廃棄物処理の現況・課題と対応の方向性 (2) その他	公開	0	市民活動推進部 環境課	
32	令和3年度第1回ふじみ野市立児童センター 運営委員会	令和3年9月22日 午後1時30分から	【書面開催】	(1) 令和3年度ふじみ野市立東児童センターについて 事業報告・利用状況・利用者アンケート報告 (2) 令和3年度ふじみ野市立西児童センターについて 事業報告・利用状況・利用者アンケート報告 (3) 令和3年度ファミリー・サポート・センターについて活動状況報告 (4) その他	公開	0	こども・元気健康部 子育て支援課	
33	令和3年度第2回ふじみ野市社会教育委員会 議	令和3年9月28日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1) 地域学校協働活動 地域コーディネーター活動ハンドブック(案)ついて (2) 地域学校協働活動研修会について (3) 情報交換 (4) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
35	令和3年度第2回ふじみ野市立図書館協議会	令和3年10月5日 午後2時00分から	ふじみ野市立 上福岡図書館 2階集会室2	(1) 「第5回ふじみ野市図書館を使った調べる学習コン クール」二次審査 (2) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
34	令和3年度第2回行政評価外部評価委員会	令和3年10月14日	【書面開催】	(1)【施策1】協働 一市民が主役の地域の輪づくりを推進しますー (2)【施策6】文化 一魅力の発信と人々の交流を通し、未来につながる文化を創造するまちを目指しますー (3) 【施策22】農業 一魅力ある農業の推進を図り、地産地消の拡大を進めますー	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
36	令和3年度第3回行政評価外部評価委員会	令和3年10月14日 午前9時00分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1) 【施策30】公園・緑地 - 公園を増やし、緑地の保全に努めます- (2) 【施策31】住宅 - 市民や事業者の協力により、良好な住環境を整備します- (3) 【施策32】水道 - 安全な水道水を安定供給します-	公開	0	総合政策部 経営戦略室	

整 理 N	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
37	令和3年第10回定例ふじみ野市教育委員会 会議	令和3年10月19日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1) 第33号議案 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する規則を定めることについて (2) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立上野台小学校増設職員室賃借業務プロポーザル選定委員会設置規程を廃止することについて) (3) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正することについて) (4) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正することについて)	公開	0	教育委員会 教育総務課	
38	令和3年度第1回ふじみ野市環境審議会	令和3年10月26日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 第2期ふじみ野市環境基本計画(後期行動計画)策定に 係る市民意識調査について	公開	0	市民活動推進部 環境課	
39	令和3年度第3回ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例(仮称)策定委員会	令和3年10月26日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 条例構成案について	公開	0	こども・元気健康部 子育て支援課	
40	令和3年度第2回ふじみ野市公民館運営審議 会	令和3年10月29日 午前10時00分から	ふじみ野市立 上福岡西公民館 地下ホール	(1) 令和3年度ふじみ野市立公民館事業進捗状況について (2) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井中央公民館)	
41	令和3年度第3回ふじみ野市一般廃棄物処理 基本計画市民検討委員会	令和3年11月2日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 令和3年度第3回ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会	公開	0	市民活動推進部 環境課	
42	令和3年度第1回ふじみ野市まち・ひと・し ごと創生総合戦略審議会	令和3年11月5日 午後2時30分から	ふじみ野市役所 第二庁舎3階 B301会議室	(1) 正・副会長の選任について (2) 令和2年度実施施策の効果検証に ついて (3) その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	
43	令和3年度ふじみ野市廃棄物減量等推進審 議会	令和3年11月8日 午前9時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会委嘱式	公開	1	市民活動推進部 環境課	
44	令和3年度第2回ふじみ野市文化振興審議会	令和3年11月9日 午後2時00分から	ふじみ野ステラ・ イースト スタディルーム	(1) 第2期ふじみ野市文化振興計画の策定について(諮問)(2) 令和3年度「文化・スポーツに関するアンケート調査」結果概要について(3) 文化団体等アンケート調査(案)について(4) その他	公開	0	市民活動推進部 文化・スポーツ振興課	
45	第16回ふじみ野市地域公共交通活性化協議 会	令和3年11月11日 午後6時30分から	ふじみ野ステラ・ イースト スタディルーム	(1) 令和2年度ふじみ野市地域公共交通活性化協議会決算について (2) 令和2年度市内循環ワゴン運行事業報告について (3) 市内循環ワゴン運行について (4) その他	公開	3	都市政策部 都市計画課	
46	令和3年度第2回介護保険等運営審議会	令和3年11月15日 午後1時15分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 第7期介護保険事業計画の実績報告について (2) 地域密着型サービス事業所整備事業者の選定結果について (3) 令和2年度地域包括支援センター事業及び評価結果について	公開	0	福祉部 高齢福祉課	

整 理 N o	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
47	令和3年第11回定例ふじみ野市教育委員会 会議	令和3年11月16日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立西小学校校舎大規模改造工事請負変更契約の締結について) (2) 報告事項 専決処理に関する報告について(令和3年度ふじみ野市一般会計補正予算(第8号)について)	公開	0	教育委員会 教育総務課	
48	ふじみ野市環境審議会委員委嘱式及び令和 3年度第2回ふじみ野市環境審議会	令和3年11月22日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) ふじみ野市環境審議会委員委嘱式 (2) ふじみ野市の環境行政 令和3年度版 環境年次報告 書について	公開	0	市民活動推進部 環境課	
49	令和3年度第2回ふじみ野市文化財保護審議 会	令和3年11月24日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) 審議事項 ①文化財保存事業の補助金交付(苗間神明神社のケヤキ)について (2) 報告事項 ①旧江戸屋で実施した調査・修繕等について ②市指定文化財 阿弥陀如来像(安楽寺所蔵)について ③権現山古墳群史跡の森 木柵修繕について (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
50	令和3年第12回定例ふじみ野市教育委員会 会議	令和3年12月14日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	(1) 報告事項 令和4年度ふじみ野市学校運営協議会委員任命式について (2) 報告事項 令和3年第4回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
51	令和3年度第1回ふじみ野市協働のまちづく り推進隊会議	令和3年12月16日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B302会議室	市民と市との協働事業に関する調査結果について	公開	0	市民活動推進部 協働推進課	
52	令和3年度第4回ふじみ野市一般廃棄物処理 基本計画市民検討委員会	令和3年12月16日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A501・502会議室	(1) 今後の基本理念、基本方針、施策について (ごみ処理編) (2) 生活排水処理計画について (3) その他	公開	0	市民活動推進部 環境課	
53	第4回廃棄物減量等推進審議会	令和3年12月22日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A501・502会議室	(1) ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会委嘱式	公開	0	市民活動推進部 環境課	
54	令和3年度第1回ふじみ野市都市計画審議会	令和3年12月23日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 諮問1 富士見都市計画下水道の変更について 公開 (2) 諮問2 富士見都市計画生産緑地地区の変更について 公開 (3) 諮問3 富士見都市計画生産緑地地区における特定生 産緑地の指定について	公開	0	都市政策部 都市計画課	
55	令和3年度第4回ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例(仮称)策定委員会	令和4年1月18日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) パブリック・コメント実施の結果について(2)「ふじみ野市こどもの未来を育む条例」(最終案)について(3) 答申について(4) その他	公開	0	子ども・元気健康部 子育て支援課	
56	令和4年第1回定例ふじみ野市教育委員会会 議	令和4年1月18日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 第1号議案 令和4年度当初小・中学校教職員人事の内申について (2) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正することについて) (3) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市校内ネットワーク整備業務委託プロボーザル選定委員会設置規程を廃止することについて) (4) 報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市入学準備金・奨学金利子補給要綱の一部を改正することについて)	公開	0	教育委員会 教育総務課	

整 理 N	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
57	令和3年度第2回ふじみ野市男女共同参画推 進審議会	令和4年1月25日 午後1時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A501会議室	(1) 会長・副会長の選出について (2) ふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する 要綱(案) について	公開	0	市民生活部 市民総合相談室	
58	ふじみ野市地域公共交通活性化協議会	令和4年1月26日 午前9時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 市内循環ワゴン運行について(2) その他	公開	2	都市政策部 都市計画課	
59	令和3年度第5回ふじみ野市一般廃棄物処 理基本計画市民検討委員会	令和4年1月28日 午前10時00分から	ふじみ野市役所本 庁舎A301会議 室	(1) ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画【概要版】について (2) その他	公開	0	市民活動推進部 環境課	
60	令和3年度第2回ふじみ野市地域福祉計画審 議会	令和4年2月7日 午前9時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 重層的支援体制整備事業について (2) 第3期ふじみ野市地域福祉計画策定に係るアンケート 調査内容について (3) その他	公開	0	福祉部 福祉課	
61	ふじみ野市自治組織集会施設審議会	令和4年2月8日 午後1時00分から	環境センター 3階 研修室	(1) 第3回及び第4回審議会の現地視察の意見交換について	公開	1	市民活動推進部 協働推進課	
62	令和3年度第2回ふじみ野市公共事業評価 監視委員会	令和4年2月8日	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)大井弁天の森特別緑地保全地区整備計画の事後評価 (2)ふじみ野市運動公園拡張整備計画の事後評価	公開	0	都市計画課	
63	令和4年第1回ふじみ野市国民健康保険運営 協議会	令和4年2月10日	【書面開催】	(1) 審議事項 【第1号議案】国民健康保険税の課税限度額の改正について ふじみ野市国民健康保険税の課税限度額の令和4年度適用分を法定基準まで見直すことについて (2) 報告事項 ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 令和3年度ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 赤字削減・解消計画について (3) その他	公開	0	市民生活部 保険・年金課	
64	令和3年度第3回ふじみ野市立図書館協議会	令和4年2月14日	【書面開催】	(1) 新文化施設について	公開	0	教育委員会 社会教育課	
65	令和3年度第2回ふじみ野市資料館運営協議 会	令和4年2月15日 午後4時00分から	上福岡歴史民俗資 料館 研修室	(1) 令和3年度事業報告について (2) 令和4年度事業計画と予算案について (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (上福岡歴史民俗資料館)	
66	令和4年第2回定例ふじみ野市教育委員会会 議	令和4年2月15日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 第2号議案 ふじみ野市学校運営協議会委員を任命することについて (2) 報告事項 令和4年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプラン(案)について	公開	0	教育委員会 教育総務課	
67	令和3年度第3回ふじみ野市社会教育委員会 議	令和4年2月16日 午後2時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 地域学校協働活動研修会の報告について (2) 令和元年9月ふじみ野市社会教育委員会議答申「市民 と行政の協働を基盤とした社会教育行政の推進・充実を図 る施策について」の12の施策の進捗状況について (3) 情報交換 (4) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
68	令和3年度第3回ふじみ野市公民館運営審 議会	令和4年2月18日 午前10時00分から	大井総合支所 災害対策室	(1) ふじみ野市立公民館条例の一部改正について (2) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課 (大井中央公民館)	

整 理 N	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
69	令和3年度第3回ふじみ野市文化財保護審議 会	令和4年2月25日	【書面開催】	(1) 審議事項 ①文化財保存事業の補助金交付(大井上組囃子保存 会)について (2) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
70	令和3年度第4回ふじみ野市社会教育委員会 議	令和4年3月14日 午後2時00分から	ふじみ野市大井総 合支所 災害対策 室	(1) 令和元年9月ふじみ野市社会教育委員会議答申「市民と行政の協働を基盤とした社会教育行政の推進・充実を図る施策について」の12の施策の進捗状況について (2) 情報交換 (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	
71	ふじみ野市環境審議会諮問書交付式及び令和3年度第4回ふじみ野市環境審議会	令和4年3月22日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A302会議室	(1) ふじみ野市環境審議会諮問書交付式 (2) 令和3年度第4回ふじみ野市環境審議会 ア 令和4年度環境審議会スケジュールについて イ 第2期環境基本計画(後期行動計画)施策体系について ウ 環境審議会の書面開催の実施方法について	公開	0	市民活動推進部 環境課	
72	第18回ふじみ野市地域公共交通活性化協議 会	令和4年3月22日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A大会議室	(1) 令和4年度ふじみ野市地域公共交通活性化協議会予算 (案) について (2) 市内循環ワゴン運行について (3) その他	公開	0	都市政策部 都市計画課	
73	令和3年度第3回ふじみ野市介護保険等運営 審議会	令和4年3月22日 午後1時15分から	ふじみんぴんしゃ んホール(大井総 合福祉センター 1 階)	(1) ふじみんぴんしゃんホールの開設について (2) 令和4年度地域包括支援センター基本方針・運営指針 について (3) 保険者機能強化推進交付金の評価指標の結果について (4) 重層的支援体制整備事業について (5) 介護予防センターの運営事業者について (6) その他	公開	0	福祉部 高齢福祉課	
74	令和3年度第2回ふじみ野市上下水道審議会	令和4年3月24日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) 令和4年度ふじみ野市水道事業会計予算について (2) 令和4年度ふじみ野市下水道事業会計予算について	公開	0	都市政策部 上下水道課	
75	令和3年度ふじみ野市廃棄物減量等推進審 議会	令和4年3月24日 午前10時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎5階 A501A502会議室	(1) ふじみ野市廃棄物減量等推進審議会委嘱式	公開	0	環境課	
76	令和3年度第1回ふじみ野市総合教育会議	令和4年3月25日 午後5時00分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1) こどもの未来を育む条例について(2) その他	公開	0	総合政策部 経営戦略室	

整 理 N	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
77	令和4年第3回定例ふじみ野市教育委員会会議	令和4年3月25日 午後6時30分から	ふじみ野市役所 本庁舎3階 A301会議室	(1)第3号議案 令和4年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランを策定することについて (2)第4号議案 令和4年度ふじみ野市教育委員会工事計画を策定することについて (3)第5号議案 ふじみ野市立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正することについて (4)第6号議案 ふじみ野市立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱い要綱の一部を改正することについて (5)第7号議案 ふじみ野市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正することについて (6)第8号議案 ふじみ野市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正することについて (7)第9号議案 ふじみ野市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するのラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正することについて (8)第10号議案 ふじみ野市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する要綱の運用基準を定めることについて (9)第11号議案 ふじみ野市立か・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するアラスメントの防止等に関するアラスメントの防止等に関するアラスメントの防止等に関するアラスメントの防止等に関するアラスメントの防止等に関するアラスメントの防止等に関するアラスメントの防止等に関するアラスメントの防止等に関するアラスメントの防止等に関するアラスメントの防止等に関する平台を改らことについて (10)第13号議案 ふじみ野市立中学校における働き方改革基本方針を改訂することについて (11)第13号接案 令和4年度ふじみ野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委応することについて (12)第14号議案 ふじみ野市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委応することについて (13)第15号議案 ふじみ野市立とについて (14)第16号議案 ふじみ野市立とにいて (15)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立図書館条例の一部を改正することについて)(ふじみ野市立公民館条例の一部を改正することについて) (18)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市資料館条例の一部を改正することについて)	部分公開	0	教育総務課	
	23							

整 理 N	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
				(19)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて) (20)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて) (21)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市資料館条例施行規則の一部を改正することについて) (22)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市資料館運営協議会規則の一部を改正することについて) (23)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市資料館の資料に関する報告について(ふじみ野市資料館の資料に関する報告について(ふじみ野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて) (25)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正することについて) (25)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会がを改正することについて) (26)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会が表別理に関する公の施設に係る公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正することについて) (27)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会交表別を改理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会交表別の一部を改正することについて) (28)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会会の13)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会会の13)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会職を決別理に関する報告について) (32)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市を改正することについて) (33)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市者を委員会職を設定とについて) (33)報告事項 専決処理に関する報告について(ふじみ野市者を委員会嘱託員設置と関連の運用基準の廃止することについて) (33)報告事項 専共処理に関する報告について(ふじみ野市教育委員会嘱 134報告事項 令和3年度ふじみ野市一般会計補正予算(第13号)について、353報告事項				

整 理 N	会議の名称	開催日時	開催場所	議題	公開の 可否	傍聴人数(うち報 道機関の人数)	担当事務局	備考
				令和4年度ふじみ野市一般会計予算について (36)報告事項 令和4年第1回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について				
78	令和3年度第4回ふじみ野市文化財保護審議 会	令和4年3月28日 午後2時00分から	ふじみ野市大井総 合支所 災害対策 室	(1) 旧大井商工会館の視察 (2) 報告事項 ①大井郷土資料館の移転について ②旧江戸屋主屋西廊下天井部分解体に伴う現況調査について (3) その他	公開	2	教育委員会 社会教育課	
79	令和3年度第4回ふじみ野市公民館運営審議 会	令和4年3月29日 午後1時30分から	ふじみ野市大井総 合支所 災害対策 室	(1) 令和3年度ふじみ野市立公民館事業(下半期)進捗状況と取り組みについて (2) 令和4年度ふじみ野市立公民館事業計画について (3) その他	公開	0	教育委員会 社会教育課	

資 料

- 1 ふじみ野市情報公開条例
- 2 ふじみ野市個人情報保護条例
- 3 ふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則
- 4 ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会諮問、答申

○ふじみ野市情報公開条例

平成17年10月1日 条例第8号 改正 平成18年3月30日条例第17号 平成28年3月23日条例第9号 平成30年12月26日条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、市民に対し情報の公開を求める権利を保障するとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加を促進し、もって透明性を確保した民主的市政の一層の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、 農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
 - (2) 情報 実施機関の職員が職務上、作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びにフィルム、磁気テープ等から出力され又は採録されたもので、決裁又は供覧等の手続が終了し、かつ、実施機関が管理しているものをいう。
 - (3) 情報の公開 実施機関がこの条例の規定 (第14条の規定を除く。) により、情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

- 第3条 実施機関は、市民の情報の公開を求める権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するとともに、情報の管理及び検索体制の確立に努めなければならない。
- 2 実施機関は、情報の公開に当たっては、個人に関する情報が保護されるよう 最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に則して、適正に使用しなければならない。

(情報の公開を請求できるもの)

- 第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開(第5号に掲げるもの にあっては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。)を請求す ることができる。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公開しないことができる情報)

- 第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているとき は、当該情報の公開をしないことができる。
 - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報
 - イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際 して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益 上必要と認められるもの
 - (2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体 又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報
 - イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報であって、公開することが必要と認められるもの
 - ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要 と認められるもの
 - (3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
 - (4) 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの
 - (5) 市又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、 入札の予定価格、試験の問題、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する 情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業 の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの
 - (6) 犯罪の捜査及び予防、人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と 秩序の維持のため、公開しないことが必要であると認められる情報 (公開することができない情報)

- 第7条 実施機関は、法令等の規定により、明らかに公開することができないと されている情報が記録されているときは、当該情報の公開をしないものとする。 (情報の部分公開等)
- 第8条 実施機関は、公開の請求に係る情報に第6条又は前条に規定する情報が 記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、当該情報の趣旨を損 なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該情報の公 開をしなければならない。
- 2 実施機関は、第6条又は前条に規定する情報が記録されている情報であって も、期間の経過により第6条又は前条に該当しなくなったときは、当該情報の 公開をしなければならない。

(請求方法)

- 第9条 第5条の規定により情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる 事項を記載した請求書により実施機関に請求しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 公開の請求に係る情報の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項 (請求に対する決定等)
- 第10条 実施機関は、前条の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から 起算して15日以内に当該請求に対する可否の決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条の規定により請求したもの(以下「請求者」という。)に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により情報の公開をしない旨の決定(第8条第1項の規定により、公開の請求に係る情報の一部を公開しないこととする場合を含む。以下「非公開決定」という。)をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該情報が期間の経過により公開することができるものであって、かつ、公開することができる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度とし、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る情報に市以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該市以外のものの意見を聴くことができる。

(情報の公開の実施及び方法)

- 第11条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。
- 2 実施機関は、公開の請求に係る情報を直接公開することにより、当該情報を 汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるとき は、当該情報の写しにより情報の公開をすることができる。

(手数料等)

- 第12条 情報の公開に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。
- 2 情報の公開に係る手数料の徴収、その時期、還付及び減免並びに郵送料については、ふじみ野市手数料条例(平成17年ふじみ野市条例第50号)第3条、第4条、第7条及び第8条の規定を準用する。
- 3 本条の規定は、第14条の規定により情報の閲覧又は写しの交付を行う場合 について準用する。

(平28条例9・一部改正)

(審査請求)

- 第13条 請求者は、第10条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により審査請求をすることができる。ただし、同法第9条第1項の規定は、適用しない。
- 2 実施機関は、前項の審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法である ことを理由として却下するとき、又は非公開決定を取り消すときを除き、遅滞 なくふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、 当該審査請求についての裁決をしなければならない。
- 3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の規定による弁明書の写しを添えてしなければならない。

(平28条例9·一部改正)

(情報の任意的公開)

- 第14条 実施機関は、第5条の規定により情報の公開を請求することができる もの以外のものから情報の公開の申出があった場合は、これに応ずるよう努め るものとする。
- 2 実施機関は、この条例の適用を受ける情報以外の情報の閲覧又は写しの交付の申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

- 第15条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者が管理する同法第244条第1項に規定する公の施設に関する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導

に努めるものとする。

(平18条例17・追加)

(情報の検索資料の作成等)

第16条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供する ものとする。

(平18条例17・旧第15条繰下)

(情報の整備等及び制度の改善)

- 第17条 実施機関は、情報の整備、情報の公開手続等の迅速化その他この条例 に基づく事務の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を講ずるものと する。
- 2 実施機関は、前項の規定により情報の公開に関する制度の改善についての施 策を立案し、及び実施するに当たっては、ふじみ野市情報公開・個人情報保護 運営審議会の意見を聴かなければならない。

(平18条例17·旧第16条繰下)

(運用状況の公表)

第18条 実施機関は、毎年度、この条例による情報の公開の運用状況を公表す るものとする。

(平18条例17・旧第17条繰下)

(他の制度等との調整)

- 第19条 この条例は、法令又は他の条例等の規定により、情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しない。
- 2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館等の施設において市民の利用に供することを目的として管理している文書、図書等については、適用しない。

(平18条例17・旧第18条繰下)

(情報の提供)

第20条 実施機関は、この条例の定めるところにより情報の公開を行うほか、 市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

(平18条例17·旧第19条繰下)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平18条例17・旧第20条繰下)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機

関が作成し、又は取得した情報について適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の上福岡市及び大井町から承継された情報(以下「承継情報」という。)については、適用しない。 (承継情報の任意的公開)
- 4 実施機関は、承継情報の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。
- 5 承継情報の公開については、第12条及び第14条の規定を準用する。 (経過措置)
- 6 施行日の前日までに、合併前の上福岡市情報公開条例(平成9年上福岡市条例第19号)又は大井町情報公開条例(平成11年大井町条例第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後のふじみ野市情報公開条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後の公開の決定について適用し、同日前にした公開の決定については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年条例第44号)

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

別表(第12条関係)

(平28条例9・追加、平30条例44・一部改正)

交付の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写し	白黒	用紙1枚につき10円
たものの交付	カラー	用紙1枚につき50円
2 電磁的に記録された事項を用紙に出	白黒	用紙1枚につき10円
力したものの交付	カラー	用紙1枚につき50円
3 電磁的記録媒体に複写したものの交		電磁的記録媒体1枚につき
付		100円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番又はA列4番とする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手 数料の額を算定する。

○ふじみ野市個人情報保護条例

平成17年10月1日 条例第9号

改正 平成18年3月30日条例第18号

平成27年9月30日条例第36号

平成28年3月23日条例第9号

平成30年12月26日条例第44号

(目的)

- 第1条 この条例は、市の実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利及び利益を保護することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、 農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
 - (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの
 - (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、ふじみ野市情報公開条例(平成17年 ふじみ野市条例第8号)第2条第2号に規定する情報に記録されているものに限る。
 - (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。)以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。
 - (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録され た特定個人情報をいう。
 - (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該 実施機関が保有しているものをいう。ただし、ふじみ野市情報公開条例第2 条第2号に規定する情報に記録されているものに限る。
 - (7) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を

用いて検索することができるように体系的に構成したもの

- イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (8) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (9) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報の保管等をされている者をいう。
- (10) 事業者 法人(国及び地方公共団体を除く。) その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(平27条例36·一部改正)

(実施機関等の責務)

- 第3条 実施機関及び市が出資する法人で規則で定めるものは、個人情報の保管等をするときは、市民等の基本的人権に対する侵害を防止するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 実施機関の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項 に規定する特別職を含む。以下同じ。)は、職務上知り得た個人情報を漏らし、 又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (事業者の責務)
- 第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の保管等を行うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いについて厳正な保護措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。 (市民等の責務)
- 第5条 市民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、条例により保障された権利の行使を正当に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(個人情報の保管等の一般的制限)

- 第6条 実施機関は、個人情報の保管等を行うときは、その所掌する事務の目的 の達成に必要な範囲内で行わなければならない。
- 2 実施機関は、次に掲げる個人情報の保管等をしてはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき、又は正当な行政執行に関連してその権限の範囲内において行われるときは、この限りでない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
 - (2) 犯罪に関する個人情報
 - (3) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関がふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、個人情報の保管等を行わないことが適当であると認めた個人情報

(業務の登録等)

- 第7条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとすると きは、次に掲げる事項を登録し、市長に届け出なければならない。
 - (1) 個人情報の記録の名称
 - (2) 個人情報の利用目的
 - (3) 個人情報の記録の内容
 - (4) 個人情報の対象となる個人の範囲
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項の登録に係る業務を変更し、又は廃止するときは、あらか じめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に通知するとともに、その内容を公表しなければならない。

(収集方法の制限)

- 第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集の目的を明らか にして、当該個人(以下「本人」という。)から直接これを収集しなければな らない。
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき は、個人情報を本人以外のものから収集することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づき収集するとき。
 - (3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 公表された事実であるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項の規定により、個人情報を本人以外のものから収集したと きは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を本人に通知しなければな らない。
- 4 本人又はその代理人により、法令等の規定による申請その他これに類する行 為が行われたときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(適正維持管理)

- 第9条 実施機関は、個人情報の適正な維持及び管理を行うために、次に掲げる 事項について必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 個人情報をその利用目的に照らして正確かつ最新なものとすること。
 - (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷その他の事故を防止すること。
- 2 実施機関は、管理している個人情報が必要でなくなったときは、当該個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報取扱責任 者を設置しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第10条 実施機関は、第7条第1項の規定により登録した利用目的の範囲を超 えて保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の利用(次項において「目的 外利用」という。)をし、又は実施機関以外のものに対して保有個人情報の提 供(次項において「外部提供」という。)をしてはならない。
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害しないと認めたとき。
- 3 実施機関は、前項の規定により目的外利用等を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、市長に届け出なければならない。
 - (1) 目的外利用等を行った保有個人情報の記録の名称
 - (2) 目的外利用等を行った理由
 - (3) 目的外利用等を行った保有個人情報の記録の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 4 実施機関は、第2項第3号の規定により目的外利用等を行ったときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、審議会に通知しなければならない。

(平27条例36·一部改正)

(保有特定個人情報の利用の制限)

- 第10条の2 実施機関は、利用目的の範囲を超えて保有特定個人情報の利用を してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。)を利用することができる。

(平27条例36・追加・一部改正)

(保有特定個人情報の提供の制限)

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除 き、実施機関以外のものに対して保有特定個人情報の提供をしてはならない。

(平27条例36·追加)

(電子計算組織の結合の禁止)

第11条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するに当たって

- は、実施機関以外の電子計算組織と通信回線等による結合をしてはならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めたとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により通信回線等による結合を行った場合 において、情報の漏えい、改ざん等により個人情報に重大な影響を及ぼすと認 めたときは、直ちに通信回線等の一時停止等の措置(当該通信回線等の切断を 含む。)をしなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定により通信回線等の一時停止等を行った場合において、接続先機関の電子計算組織が個人情報の保護のために必要な措置を講じていると認められるときは、当該通信回線等を復旧することができる。
- 4 実施機関は、第2項の規定により通信回線等の一時停止等を行った場合は、 必要な事項を審議会に報告しなければならない。

(開示の請求等)

- 第12条 市民等は、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報(以下「自己情報」という。)の閲覧又は写しの交付(以下「開示」という。)を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人(以下「未成年者等」という。)の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、本人の委任による代理人を含む。)又は実施機関が特別の理由があるものとして規則で定める代理人(以下「法定代理人等」という。)は、本人に代わって前項の開示を請求することができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものであるときは、本人の同意を得なければならない。
- 3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示をしないことができる。
 - (1) 個人の評価、判定、指導、選考等に関する情報であって、本人に開示することにより、当該評価、判定、指導、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
 - (2) 本人に開示することにより、実施機関の公正かつ適正な職務執行が著しく 妨げられると認められるもの
 - (3) 未成年者等の法定代理人等による開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該未成年者等に不利益が及ぶと認められるもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、開示しないことが適当であると認めたもの
- 4 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれか又は次 条に該当する自己情報が記録されている場合において、その部分を容易に、か つ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その 部分を除いて当該自己情報の開示をしなければならない。

- 5 実施機関は、第3項各号又は次条に該当する自己情報であっても、期間の経過により、当該自己情報が第3項各号のいずれか及び次条に該当しなくなったときは、当該自己情報の開示をしなければならない。
- 6 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えることにより不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平27条例36·一部改正)

(開示することができない個人情報)

第13条 実施機関は、法令等の規定により、明らかに開示することができない とされている保有個人情報が記録されているときは、当該保有個人情報の開示 をしないものとする。

(平27条例36·一部改正)

(訂正を請求する権利)

- 第14条 市民等は、自己情報の記録について事実の記載に誤りがあると認める ときは、実施機関に対し、当該記載の訂正を請求することができる。
- 2 第12条第2項の規定は、訂正の請求について準用する。

(削除を請求する権利)

- 第15条 市民等は、実施機関が第6条の規定による制限を超え、又は第8条第 1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報(保有特定個人情報を除く。 次条において同じ。)が収集されたときは、実施機関に対し、当該自己情報の 削除を請求することができる。
- 2 第12条第2項の規定は、削除の請求について準用する。

(平27条例36·一部改正)

(利用の停止を請求する権利)

- 第16条 市民等は、実施機関が第10条第1項又は第2項の規定によらないで 自己情報の目的外利用等をしていると認めるとき、又はしようとしていると認 めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の利用の停止を請求すること ができる。
- 2 第12条第2項の規定は、利用の停止の請求について準用する。

(平27条例36・一部改正)

(保有特定個人情報の削除又は利用の停止を請求する権利)

- 第16条の2 市民等は、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用の停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有特定個人情報の削除又は利用の停

止

- ア 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき。
- イ 第10条の2の規定に違反して利用されているとき。
- ウ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- エ 番号法第28条の規定に違反して作成された保有特定個人情報ファイル (番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。) に記録 されているとき。
- (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止
- 2 第12条第2項の規定は、保有特定個人情報の利用の停止の請求について準 用する。

(平27条例36・追加・一部改正)

(請求方法)

- 第17条 第12条第1項の規定による自己情報の開示、第14条の規定による自己情報の記載の訂正、第15条の規定による自己情報の削除、第16条の規定による自己情報の目的外利用等の利用の停止又は前条の規定による保有特定個人情報の削除若しくは利用の停止(以下「自己情報の開示、訂正等」という。)を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書により実施機関に請求しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報の記録の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 自己情報の開示、訂正等を請求しようとする者は、自己が当該請求に係る自己情報の本人又は法定代理人等であることを確認するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(平27条例36・平30条例44・一部改正)

(請求に対する決定等)

- 第18条 実施機関は、前条第1項の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して、開示の請求にあっては15日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止の請求にあっては30日以内に、当該請求に対する可否の決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、請求した者(以下「請求者」という。)に対し、速やかに書面により当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、請求に係る自己情報の全部又は一部について開示、訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をしない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該自己情報の記録が期間の経過により開示できるものであって、かつ、開示することができる。

期日を明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、前条第1項に規定する請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

(平27条例36·一部改正)

(自己情報の提供先への通知)

第18条の2 実施機関は、前条の規定により自己情報の全部若しくは一部を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平27条例36・追加・一部改正)

(開示等の実施及び方法)

- 第19条 実施機関は、第18条第1項の規定により自己情報の開示をする旨の 決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該自己情報(磁気テープその他 これに類するものについては、当該自己情報から出力又は採録したもの)の開 示をしなければならない。
- 2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該自己情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該自己情報の写しにより開示をすることができる。
- 3 開示の請求者は、当該開示に係る自己情報の本人又はその法定代理人等であることの確認を受けるために必要な書類で実施機関が定めるものを実施機関に 提出し、又は提示しなければならない。
- 4 実施機関は、第18条第1項の規定により請求に係る訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該自己情報の記載の訂正、削除又は目的外利用等の利用の停止をしなければならない。

(平27条例36·一部改正)

(手数料等)

- 第20条 自己情報の開示、訂正等に係る手数料は、別表に定めるとおりとする。
- 2 自己情報の開示、訂正等に係る手数料の徴収、その時期、還付及び減免並び に郵送料については、ふじみ野市手数料条例(平成17年ふじみ野市条例第5 0号)第3条、第4条、第7条及び第8条の規定を準用する。

(平28条例9・一部改正)

(審杳請求)

第21条 請求者は、第18条第1項の決定に対して不服があるときは、行政不

服審査法(平成26年法律第68号)の規定により審査請求をすることができる。ただし、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

- 2 実施機関は、前項の審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法である ことを理由として却下するときを除き、遅滞なくふじみ野市情報公開・個人情 報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を しなければならない。
- 3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替 えて適用する同法第29条第2項の規定による弁明書の写しを添えてしなけれ ばならない。

(平28条例9·一部改正)

(事務の委託)

- 第22条 実施機関は、個人情報の処理業務を外部に委託しようとするときは、 当該業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、個人情報の保 護を図るため、個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなけ ればならない。
- 2 前項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(平18条例18·一部改正)

(受託者の義務)

- 第23条 受託者は、受託した業務(以下「受託業務」という。)の範囲内で、 個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。
- 2 前項に規定する受託業務に従事している者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その業務が終了した後も、同様とする。

(指定管理者の義務)

- 第24条 指定管理者は、公の施設の管理の業務の範囲内で、個人情報の保護に ついて実施機関と同様の義務を負うものとする。
- 2 前項に規定する管理の業務に従事している者は、当該管理の業務に関して知 り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その業務が終了した後も、同様 とする。

(平18条例18·追加)

(出資法人の義務)

第25条 市が出資する法人で規則で定めるものがこの条例に規定する個人情報の保管等をするときは、当該個人情報の適正な取扱いに関し、必要な範囲内で 実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

(平18条例18·旧第24条繰下)

(国等への要請)

第26条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、 他の地方公共団体等に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

(平18条例18・旧第25条繰下)

(検索資料の作成等)

第27条 実施機関は、保有個人情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧 に供するものとする。

(平18条例18・旧第26条繰下、平27条例36・一部改正) (運用状況の公表)

第28条 実施機関は、毎年度、この条例による自己情報の開示、訂正等の運用 状況を公表するものとする。

(平18条例18·旧第27条繰下)

(他の制度等との調整)

- 第29条 この条例は、法令又は他の条例等の規定により自己情報の開示、訂正 等の請求ができる保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)については、適 用しない。
- 2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が市民の利用に供することを目的として管理している保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)が記録されている文書、図書等については、適用しない。

(平18条例18・旧第28条繰下、平27条例36・一部改正) (委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平18条例18・旧第29条繰下)

(罰則)

- 第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第23条第1項の受託業務若しくは指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第7号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しく は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の 懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その 法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰す るほか、その法人又は人に対しても当該各項の罰金刑を科する。
- 4 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する 目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること

ができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金に処する。

5 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受け た者は、5万円以下の過料に処する。

(平18条例18・旧第30条繰下・一部改正、平28条例9・平30条例44・一部改正)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、合併前の上福岡市及び大井町(以下これらを「合併関係市町」という。)から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併関係市町において行われていた個人情報の処理で、この条例の施行の際、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までに、合併前の上福岡市個人情報保護条例(平成9年上福岡市条例第20号)又は大井町個人情報保護条例(平成16年大井町条例第17号)(以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第7条 第1項の規定中「を開始しようとするときは、」とあるのは「について、この 条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、同条の規定を適用する。
- 6 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の 条例の例による。

附 則(平成18年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第36号)

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は番号法 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

3 第2条の規定による改正後のふじみ野市個人情報保護条例第20条の規定は、 この条例の施行の日以後の自己情報の開示、訂正等の決定について適用し、同 目前にした自己情報の開示、訂正等の決定については、なお従前の例による。

附 則(平成30年条例第44号)

この条例は、平成31年7月1日から施行する。 別表(第20条関係)

(平28条例9・追加、平30条例44・一部改正)

交付の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写し	白黒	用紙1枚につき10円
たものの交付	カラー	用紙1枚につき50円
2 電磁的に記録された事項を用紙に出	白黒	用紙1枚につき10円
力したものの交付	カラー	用紙1枚につき50円
3 電磁的記録媒体に複写したものの交		電磁的記録媒体1枚につき
付		100円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列3番又はA列4番とする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

○ふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則

平成22年2月9日 規則第3号 改正 平成22年3月16日規則第4号 平成24年3月26日規則第22号 平成26年3月24日規則第18号

平成28年3月24日規則第16号

平成30年10月31日規則第43号

(目的)

- 第1条 この規則は、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって市民の知る権利の確保に資するとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。 (対象とする会議)
- 第2条 この規則の対象とする会議(以下「審議会等」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により市長その他の執行機関(以下「実施機関」という。)に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等の会議
 - (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が市民、学識経験者等の意見等を市政 に反映させることを目的として設置する審議会、調査会、協議会等の会議 (平22規則4・全改)

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、審議会等の長は、会議に諮り、審議等の内容 が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、 その会議の全部又は一部を非公開にすることができる。
 - (1) ふじみ野市情報公開条例(平成17年ふじみ野市条例第8号)第6条各号 に定める非公開情報に該当する事項
 - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる事項

(会議の開催の事前公表)

- 第5条 実施機関は、審議会等の会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する審議会等の会議の開催の事前公表は、当該会議を開催する日の7日前までに、次に掲げる事項を、別表に掲げる場所に掲示するとともに市ホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び開催場所
- (3) 傍聴人の受付時間
- (4) 会議の議題
- (5) 会議の公開又は非公開の別
- (6) 会議の非公開理由
- (7) 会議を傍聴できる者の定員
- (8) 会議の傍聴手続
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 審議会等の庶務を処理する課等は、会議開催のお知らせ(様式第1号)を当該会議を開催する日の14日前までに、契約・法務課長に提出しなければならない。

(平24規則22・平26規則18・平28規則16・一部改正)

(会議の傍聴)

- 第6条 何人も、第4条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、実施機関の定めるところにより、審議会等の会議を傍聴することができる。
- 2 審議会等の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、会場の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなければならない。
- 3 傍聴人の定員は、会議の都度、審議会等の長が別に定める。
- 4 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者が、前項の定員を超える場合であって、審議会等の長が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 5 傍聴人の傍聴受付開始時間は、会議開会時刻の15分前からとし、会議開会中は、随時、傍聴人の受付を行うものとする。

(傍聴人の義務)

- 第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を含む実施機関が定める傍聴要領を守り、静穏に傍聴しなければならない。
 - (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議場において発言をしないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) はち巻、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (7) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長が特別の理由により承認した行為は、この限りでない。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるよ

うな行為をしないこと。

- 2 傍聴人は、第4条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときは、速 やかに退場しなければならない。
- 3 審議会等の長は、傍聴人が前2項の規定に違反するときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供等)

- 第8条 審議会等の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより会議資料(ふじみ野市情報公開条例第6条各号に該当する情報が記載されている部分を除く。)を傍聴人に提供し、又は傍聴人の閲覧に供しなければならない。
- 2 前項に規定する会議資料の提供は、審議会等の構成員と同様に傍聴人に配布することにより行うものとする。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真、報告書等については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することにより行うことができる。

(会議録の作成)

- 第9条 実施機関は、審議会等の会議について会議録を作成しなければならない。
- 2 会議録の作成は、法令、条例、規則その他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。
- 3 前項に規定する会議録には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 会議の開催日時及び開催場所
 - (3) 出席した者の氏名
 - (4) 会議の議題
 - (5) 会議の公開又は非公開の別
 - (6) 会議の非公開の理由
 - (7) 傍聴人の数
 - (8) 会議の内容
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、審議会等の長が必要と認める事項
- 4 会議録は、特に詳細な記録が必要な場合を除くほか、要点筆記を原則とし会 議録(様式第2号)によるものとする。

(平30規則43·一部改正)

(会議録の写しの閲覧)

- 第10条 実施機関は、審議会等が公開した会議に係る会議録(第4条の規定により非公開とされた事項が記録されている部分を除く。)の写しを閲覧に供しなければならない。
- 2 実施機関は、会議録が公開された会議に係るものであるときは、当該会議を 開催した日から原則14日以内に、その写し及び第8条に規定する会議資料の 写しを、所管課に備え置くとともに市ホームページへ掲載依頼することにより、

当該会議録に係る会議を開催した年度の翌年度末まで閲覧に供しなければならない。

(会議開催結果の報告)

第11条 開催されたすべての審議会等は、会議終了後、速やかに審議会等の会議の開催結果について(様式第3号)を作成し、契約・法務課長へ報告するものとする。

(平24規則22・平26規則18·一部改正)

(運用状況の公表)

- 第12条 市長は、この規則の各実施機関における運用状況を取りまとめ、毎年 度公表するものとする。
- 2 前項に規定する運用状況の公表は、年度ごとに、次に掲げる事項について取りまとめ、市広報及び市ホームページに掲載することにより行うものとする。
 - (1) 会議の開催数
 - (2) 公開した会議の開催数
 - (3) 非公開とした会議の開催数
 - (4) 傍聴人の数
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 (その他)
- 第13条 この規則に定めるもののほか、会議の公開に関する事務に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第22号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第18号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

(平28規則16・追加)

ふじみ野市役所

ふじみ野市大井総合支所

ふじみ野市役所出張所

ふじみ野市立上福岡図書館
ふじみ野市立大井図書館
ふじみ野市立大井中央公民館
ふじみ野市立上福岡公民館
ふじみ野市立上福岡西公民館

様式第1号(第5条関係)

会議開催のお知らせ

				の会	議を	、下記の	つとおり	開催し	ます。	
	なお、	この会議	の傍聴を	希望する方に	は、次	に定める	5手続に	従って仁	旁聴 して	ください。
					訂	3				
1	会議の	の名称								

- 2 会議の開催日時及び開催場所
- (1) 日時 年 月 日()午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
- (2) 場所
- 3 傍聴人の受付時間 午前・午後 時 分から
- 4 会議の議題
 - (1)
 - (2)
 - (3)
- 5 会議の公開又は非公開の別 公開・非公開
- 6 会議の非公開理由
- 7 会議を傍聴できる者の定員 人
- 8 会議の傍聴手続
- 9 問い合わせ先

事務局部 課

電話番号

様式第2号(第9条関係)

会議録

会議	の名称					
		左	F 月	日 ()		
開催	崔日時	開会時刻				
		閉会時刻				
開催						
		役職名	氏名	~ 役職	战名	氏名
出席した	と者の氏名					
会議	の議題					
		V 88 75 4	\ HH			
会議の公開又は非公開の別		公開・非位	公開			
会議の非	公開の理由					
	人の数		人			
	の内容	別紙のとお				
	義資料 	別添のとお				
事	務局		书	課		
	確定年月日		月 月	日		
		役職名				
議事の確定	記名押印				(Cir.	
	又は署名					
		※ 白 5	星の場合に	は、押印不剪	更です	
			コ マノ <i>-7/</i> // 口 (c	2/ 11 H. 1, 3	× < 7 o	

		事	務通
		年	月
契約·法務課長 核	€		
			長
	会議の開催結果について(報告)		
会議結果について、下記			
. A The - be of labo	記		
1 会議の名称等			
(1) 会議名			
(2) 開催日時 (3) 開催場所			
(3) 州[崔勿]为			
2 会議の議題及び公開・	非公開の別		
(1)	公開・非公開()
(2)	公開・非公開()
	公開・非公開()
(3)			

人

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第9条関係)

(平30規則43・全改)

様式第3号(第11条関係)

(平24規則22・平26規則18・一部改正)

契第320号 令和3年8月2日

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会 会長 澁谷 弘次 様

ふじみ野市長 高 畑 博

個人情報の電子計算組織の通信回線による結合について (諮問)

このことについて、ふじみ野市個人情報保護条例(平成17年ふじみ野市条例 第9号)第11条第1項第2号の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

なお、答申は、令和3年9月3日までに行ってください。

記

諮問事項

諮問第1号

地方税法に基づく通知のオンライン化にあたり、外部機関の電子計算組織と 通信回線で結合することについて

ふ 情 運 審 第 2 号 令和3年8月30日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会 会 長 澁 谷 弘 次

個人情報の目的外利用等について (答申)

令和3年8月2日付けふ契第320号で意見を求められたことについて、当審議会の意見は、下記のとおりです。

記

1 諮問された事項

諮問第1号

地方税法に基づく通知のオンライン化にあたり、外部機関の電子計算組織と 通信回線で結合することについて

2 当審議会の意見

諮問第1号については、これを承認する。